

第1回琴浦町地方創生推進会議

日時：4月21日（火）

19：00～20：30（予定）

場所：役場本庁舎防災会議室

1.開 会

2.あいさつ

3.委員（事務局）紹介

4.会長、副会長選出

会 長（町長指名）

副会長（委員互選）

5.地方創生の取組について

① まち・ひと・しごと創生の基本的考え方 ……資料1

② 琴浦町地方創生推進会議の役割 ……資料2

③ 琴浦町地方創生推進体制 ……資料3

④ 琴浦町人口ビジョン・総合戦略スケジュール ……資料4

⑤ 取組の状況 ……資料5

琴浦町人口推計

琴浦町人口ビジョン・総合戦略全体像（4.1 現在）

アンケート実施、HP等への意見箱設置

⑥ 参考（コトウライフ事業一覧表、人口動態） ……資料6

6.その他

次回会議日程 月 日（ ） 時～ 時

場所 役場本庁舎防災会議室

内容 人口ビジョン、総合戦略骨子案協議

7.閉 会

琴浦町地方創生推進会議 委員名簿

任期：H27.4.21～H29.3.31

組織または団体名	氏名
琴浦町観光協会	杉山 佳奈
山陰合同銀行	黒田 明宏
鳥取銀行	金尾 保彦
琴浦町商工会	米原 洋一
JA 鳥取中央農業協同組合	福山 昭
大山乳業農業協同組合	亀田 進一
赤碕町漁業協同組合	林原 秀子
琴浦町区長会（東伯地区）	桑本 賢治
琴浦町区長会（赤碕地区）	和田 實
琴浦町女性団体連絡協議会	光本 みゑ子
琴浦町 PTA 連合協議会	前田 良二
〃	井東 千恵子
琴浦町保育園保護者会連合会	朝倉 俊之
〃	田栗 恵子
琴浦町社会福祉協議会	吉田 美由紀
鳥取大学	小野 達也
琴の浦高等特別支援学校	中谷 由美
新日本海新聞社	佐伯 健二
琴浦まちづくりネットワーク	四門 隆
〃	山本 伊都子
琴浦町農業青年会議	真山 健太郎
琴浦町手をつなぐ育成会	安谷 潔美
琴浦町青年団	川本 倫枝
連合鳥取中部地域協議会	信組 昌孝

鳥取県琴浦町担当市町村コンシェルジュ (中部総合事務所農林局副局長)		米田 和晃	
事務局	事務局長		小松 弘明
	琴浦町地方創生推進室	室長	遠藤 義章
		主査	山根 利恵
		係長	佐藤 陽一

まち・ひと・しごと創生総合戦略

I. 基本的な考え方

1. 人口減少と地域経済縮小の克服

- 我が国は、2008年をピークとして人口減少局面に入っている。今後、2050年には9,700万人程度となり、2100年には5,000万人を割り込む水準にまで減少するとの推計がある。加えて、地方と東京圏の経済格差拡大等が、若い世代の地方からの流出と東京圏への一極集中を招いている。首都圏への人口集中度が約3割（東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県の一都三県の数値）という実態は、諸外国に比べても圧倒的に高い。地方の若い世代が、過密で出生率が極めて低い東京圏をはじめとする大都市部に流出することにより、日本全体としての少子化、人口減少につながっている。
- 人口減少は、地域経済に、消費市場の規模縮小だけではなく、深刻な人手不足を生み出しており、それゆえに事業の縮小を迫られるような状況も広範に生じつつある。こうした地域経済の縮小は、住民の経済力の低下につながり、地域社会の様々な基盤の維持を困難としている。2020年オリンピック・パラリンピック東京大会開催を前に、東京一極集中と地方からの人口流出はますます進展している。
- このように、地方は、人口減少を契機に、「人口減少が地域経済の縮小を呼び、地域経済の縮小が人口減少を加速させる」という負のスパイラル（悪循環の連鎖）に陥るリスクが高い。そして、このまま地方が弱体化するならば、地方からの人材流入が続いてきた大都市もいずれ衰退し、競争力が弱まることは必至である。人口減少を克服し、地方創生を成し遂げるため、以下の基本的視点から、人口、経済、地域社会の課題に対して一体的に取り組むことが何よりも重要である。

① 「東京一極集中」を是正する。

地方から東京圏への人口流出に歯止めをかけ、「東京一極集中」を是正するため、「しごとの創生」と「ひとの創生」の好循環を実現するとともに、東京圏の活力の維持・向上を図りつつ、過密化・人口集中を軽減し、快適かつ安全・安心な環境を実現する。

② 若い世代の就労・結婚・子育ての希望を実現する。

人口減少を克服するために、若い世代が安心して就労し、希望通り結婚し、妊娠・出産・子育てができるような社会経済環境を実現する。

③ 地域の特性に即して地域課題を解決する。

人口減少に伴う地域の変化に柔軟に対応し、中山間地域をはじめ地域が直面する課題を解決し、地域の中において安全・安心で心豊かな生活が将来にわたって確保されるようにする。

- この構造的な課題の解決には長期間を要する。仮に短期間で出生率が改善しても、出生数は容易には増加せず、人口減少に歯止めがかかるまでに数十年を要する。一方で、解決のために残された選択肢は少なく、無駄にできる時間はない。国及び地方公共団体は、国民とともに問題意識を共有しながら、これまでにない危機感を持って、人口減少克服と地方創生に取り組む必要がある。

2. まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立

- 地方創生は、言うまでもなく「ひと」が中心であり、長期的には、地方で「ひと」をつくり、その「ひと」が「しごと」をつくり、「まち」をつくるという流れを確かなものにしていく必要がある。

その上で、現在の課題の解決に当たって重要なのが、負のスパイラル（悪循環の連鎖）に歯止めをかけ、好循環を確立する取組である。都市部には、仕事等の条件がかなえば地方への移住を希望する人が約4割いるとの調査結果もある。悪循環を断ち切るには、地方に、「しごと」が「ひと」を呼び、「ひと」が「しごと」を呼び込む好循環を確立することで、地方への新たな人の流れを生み出すこと、その好循環を支える「まち」に活力を取り戻し、人々が安心して生活を営み、子どもを産み育てられる社会環境をつくり出すことが急務である。

このため、以下に示すような、まち・ひと・しごとの創生に、同時かつ一体的に取り組むことが必要である。

(1) しごとの創生

地域に根付いたサービス産業の活力、生産性の向上、雇用のミスマッチに対する経済の状況や変動に応じた円滑な対応など、『雇用の質』の確保・向上に注力する。特に、若い世代が地方で安心して働くことができるようになるためには、「相応の賃金」+「安定した雇用形態」+「やりがいのあるしごと」といった要件を満たす雇用の提供が必要となる。こうした『雇用の質』を重視した取組こそが、労働力人口の減少が深刻な地方では重要であり、経済・産業全体の付加価値や生産性を継続的に向上させていくことが必要となる。

また、高付加価値商品の開発や地域への新たな人の流れなど、地域経済に新たな付加価値を生み出す核となる企業・事業の集中的育成、企業の地方移転、新たな雇用創出につながる事業承継の円滑化、地域産業の活性化等に取り組む、将来に向けて安定的な『雇用の量』の確保・拡大を実現する。さらに、付加価値の高い新たなサービス・製品を創出するには、多様な価値観を取り込むことが重要で、この点からも女性の活躍が不可欠である。女性が活躍する場をつくることは、女性がその地域に魅力を感じ、居場所を見出し、住み続けることにつながることから、地域における女性の活躍を推進する。

(2) ひとの創生

地方への新しい人の流れをつくるため、しごとの創生を図りつつ、若者の地方での就労を促すとともに、地域内外の有用な人材を積極的に確保・育成し、地方への移住・定着を促進するための仕組みを整備する。

くらしの環境を心配することなく、地方でのしごとにチャレンジでき、安心して子どもを産み育てられるよう、結婚から妊娠・出産・子育てまで、切れ目のない

支援を実現する。

(3) まちの創生

「しごと」と「ひと」の好循環を支えるためには、人々が地方での生活やライフスタイルの素晴らしさを実感し、安心して暮らせるような、「まち」の集約・活性化が必要となる。また、それぞれの地域が個性を生かし自立できるよう、ICTを活用しつつ、まちづくりにおいてイノベーションを起こしていくことが重要である。

このため、中山間地域等において地域の^{きずな}絆の中で人々が心豊かに生活できる安全・安心な環境の確保に向けた取組を支援するとともに、地方都市の活性化に向けた都市のコンパクト化と公共交通網の再構築をはじめとする周辺等の交通ネットワーク形成の推進や、広域的な機能連携、大都市圏等における高齢化・単身化の問題への対応、災害への備えなど、それぞれの地域の特性に即した地域課題の解決と、活性化に取り組む。

- これらの取組は、個々の問題事象への対症療法的なものではなく、「しごと」、「ひと」、「まち」の間における自立的かつ持続的な好循環の確立につながらなければならない。このためには、個々の地域の実態の正確な把握と分析に基づき、各政策がバラバラになることなく一体的に取り組まれ、相乗効果の発揮も含めて効果の検証と見直しを行っていく体制を確保することが必要である。

こうした課題意識の下で、まち・ひと・しごと創生会議の構成員である有識者も参画して、地方公共団体の首長や関係府省庁からヒアリング・意見交換を行い、地方創生に関する各府省庁の新たな政策の在り方を中心に検証し、今後のあるべき総合的な戦略の方向性等について検討を進めてきた。

- まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）は、以上のような検討結果や各界から寄せられた数多くの提言等を踏まえ、まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第8条に基づき、2015年度を初年度とする今後5か年の目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめたものである（付属文書の「アクションプラン（個別施策工程表）」においては、個別施策の「成果目標」と「緊急的取組・2015年度の取組・2016年度以降の取組」を盛り込んでいる。）。

前提となるまち・ひと・しごと創生長期ビジョン（以下「長期ビジョン」という。）は、「2060年に1億人程度の人口を維持する」という中長期展望を示し、その実現に向けた「総合戦略」の重要性を指摘している。

「総合戦略」は、「長期ビジョン」が提示する日本の将来像に向け、過去の政策の反省に立ち、厳格な効果検証を伴いつつ限られた政策資源を有効に活用するという基本認識に立脚したものである。

Ⅱ. 政策の企画・実行に当たっての基本方針

1. 従来の政策の検証

これまで講じられてきた、地域経済・雇用対策や少子化対策は、個々の対策としては一定の成果を上げたが、大局的には地方の人口流出が止まらず少子化に歯止めがかかっていない。その要因として、次の5点が挙げられる。

(1) 府省庁・制度ごとの「縦割り」構造

地域の経営人材の確保・育成に関しては、各府省庁で政策手法が似通うことが多く、事業相互の重複や、小粒な事業が乱立する傾向にある。一方で、移住希望者向けのワンストップ窓口を設置した地方公共団体が移住希望地の上位に急上昇した事例等にみられるように、「縦割り」排除の効果は非常に大きい。

(2) 地域特性を考慮しない「全国一律」の手法

各府省庁の個別補助金政策は、個別政策目的の観点から実施されるため、使用目的を狭く縛ってしまうことが多く、結果として地域特性や地域の主体性が考慮されないことが多い。また、公募型事業等では、全国から多数の申請が出され、「小粒で似たような」事業が全国で多数展開される傾向がある。

(3) 効果検証を伴わない「バラマキ」

財源が限られている中、効果検証を客観的・具体的なデータに基づいて行う仕組みが整っていない施策は、「バラマキ」との批判を受けやすい。政策目的が明確でないこと、適切かつ客観的な効果検証と運用の見直しのメカニズムが伴っていないこと等に、根本的な原因がある。

(4) 地域に浸透しない「表面的」な施策

従来の施策の中には、対症療法的なものにとどまり、構造的な問題への処方箋としては改善の余地があったものも多い。地方で起きている社会経済現象は有機的に絡み合っており、各分野の施策を構造的に組み立て、「深み」のある政策パッケージを立案・推進する必要がある。しかし、現実には表面的で単発の施策が多い。

(5) 「短期的」な成果を求める施策

政策が成果を出すためには、一定の時間が必要とされる。それにもかかわらず、中長期的な展望やプランを持たずに、単年度のモデル事業という形で取り組まれている施策や、短期間で変更・廃止を繰り返している施策が多い。また、専門人材の育成には一定の時間が必要となるが、地方公共団体において、必要となる専門人材の育成が不十分との指摘もある。

2. まち・ひと・しごとの創生に向けた政策5原則

こうした従来の政策の弊害を排除し、人口減少の克服と地方創生を確実に実現するため、次の5つの政策原則に基づきつつ、関連する施策を展開することが必要である。

「まち・ひと・しごと創生」政策5原則

(1) 自立性

各施策が一過性の対症療法的なものにとどまらず、構造的な問題に対処し、地方公共団体・民間事業者・個人等の自立につながるようなものであるようにする。また、この観点から、特に地域内外の有用な人材の積極的な確保・育成を急ぐ。

具体的には、施策の効果が特定の地域・地方、あるいはそこに属する企業・個人に直接利するものであり、国の支援がなくとも地域・地方の事業が継続する状態を目指し、これに資するような具体的な工夫がなされていることを要する。また、施策の内容検討や実施において、問題となる事象の発生原因や構造的な背景を抽出し、これまでの施策についての課題を分析した上で、問題となっている事象への対症療法的な対応のみならず、問題発生の原因に対する取組を含んでいなければならない。

(2) 将来性

地方が自主的かつ主体的に、夢を持って前向きに取り組むことを支援する施策に重点を置く。活力ある地域産業の維持・創出、中山間地域等において地域の絆の中で心豊かに生活できる環境を実現する仕組み等も含まれる。

なお、地方公共団体の意思にかかわらず、国が最低限提供することが義務付けられているナショナルミニマムに係る施策に対する支援は含まれない。

(3) 地域性

国による画一的手法や「縦割り」的な支援ではなく、各地域の実態に合った施策を支援することとする。各地域は客観的データに基づき実状分析や将来予測を行い、「都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略」及び「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下「地方版総合戦略」という。）を策定するとともに、同戦略に沿った施策を実施できる枠組みを整備する。国は、支援の受け手側の視点に立って人的側面を含めた支援を行う。

したがって、全国的なネットワークの整備など、主に日本全体の観点から行う施策は含まれない。施策の内容・手法を地方が選択・変更できるものであり、客観的なデータによる各地域の実状や将来性の分析、支援対象事業の持続性の検証の結果が反映されるプロセスが盛り込まれていなければならない、また必要

に応じて広域連携が可能なものである必要がある。

(4) 直接性

限られた財源や時間の中で、最大限の成果を上げるため、ひとの移転・しごとの創出やまちづくりを直接的に支援する施策を集中的に実施する。地方公共団体に限らず、住民代表に加え、産業界・大学・金融機関・労働団体（産官学金労）の連携を促すことにより、政策の効果をより高める工夫を行う。

この観点から、必要に応じて施策の実施において民間を含めた連携体制の整備が図られている必要がある。

(5) 結果重視

効果検証の仕組みを伴わないバラマキ型の施策は採用せず、明確な PDCA¹メカニズムの下に、短期・中期の具体的な数値目標を設定し、政策効果を客観的な指標により検証し、必要な改善等を行う。

すなわち、目指すべき成果が具体的かつ適切な数値で示されており、その成果が事後的に検証できるようになっていなければならない。また、成果の検証結果により取組内容の変更や中止の検討が行われるプロセスが組み込まれており、その検証や継続的な取組改善が容易に可能である必要がある。

¹ PLAN（計画）、DO（実施）、CHECK（評価）、ACTION（改善）の4つの視点をプロセスの中に取り込むことで、プロセスを不断のサイクルとし、継続的な改善を推進するマネジメント手法のこと。

琴浦町地方創生推進会議設置規程

(設置)

第1条 少子高齢社会の進展に的確に対応し、人口減少に歯止めをかけるとともに、将来にわたって活力ある地域を持続するため、本町におけるまち・ひと・しごと創生に関する施策について、その施策効果や目標達成状況について評価を行う琴浦町地方創生推進会議（以下、「会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 「琴浦町人口ビジョン」策定に係る検討に関すること。
- (2) 「琴浦町総合戦略」策定に係る検討に関すること。
- (3) 「琴浦町総合戦略」の進捗についての評価及び検証に関すること。
- (4) その他本町の地方創生関連事業の検討に関すること。

(組織)

第3条 会議の委員は、町内各種団体及び有識者のうちから町長が任命する。

- 2 会議に会長及び副会長を置く。
- 3 会長は町長が指名し、副会長は委員の互選によりこれを定める。
- 4 会長は会議の会務を総理する。
- 5 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は再任されることができる。

(会議)

第5条 会議は町長が招集し、会長が議長となる。

- 2 町長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外のものの出席を求め、その意見を聴取することができる。

(事務局)

第6条 会議の事務局は、地方創生推進室に置く。

- 2 事務局は、会議の庶務全般に関して執り行う。

(補則)

第7条 この規程に定めるもののほか、会議の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定

～地方版総合戦略策定のための手引き（平成 27 年 1 月内閣府地方創生推進室）抜粋～

1-2 市町村の役割

① 地域の特色や地域資源を生かした住民に身近な施策

地域の特色や地域資源を生かし、身近な施策を幅広く地方版総合戦略に盛り込む

1-3 都道府県と市町村との連携

戦略の策定段階において都道府県が調整機能を発揮し、目標設定や施策の方向性について整合性を取ることが期待される。都道府県と市町村の連絡調整の場を設ける・・・鳥取創生チーム会議

2. 策定プロセス

2-1 住民・産官学金労言の参画と推進組織

まち・ひと・しごと創生を効果的・効率的に推進していくためには、住民、NPO、関係団体や民間事業者等の参画・協力が重要。地方版総合戦略は、幅広い年齢層からなる住民をはじめ、産業界・市町村や国の関係行政機関・教育機関・金融機関・労働団体・メディア（産官学金労言）等で構成する推進組織でその方向性や具体策について審議・検討する。なお、地域金融機関・政府系金融機関等の知見等を積極的に活用することも有効。

3. 地方版総合戦略の構成

3-1 全体的な構成

① 目標、②講ずべき施策に関する基本方針、③その他必要な事項を規程。

3-2 国(都道府県)の総合戦略の勘案

国の総合戦略は、人口の現状及び将来の見通しを示す「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」を踏まえ、かつ、その実施状況を検証するため数値目標を設定することとなっており、地方版総合戦略においても、「地方人口ビジョン」を策定し、これらを踏まえるとともに、数値目標を設定。市町村の総合戦略は、国の総合戦略に加えて、都道府県の総合戦略も勘案の上、策定する必要があります。

3-3 基本目標と基本方針

国の総合戦略では、

「地方における安定した雇用を創出する」

「地方への新しいひとの流れをつくる」

「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」

「時代にあった地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する」

3-4 具体的な施策

それぞれの地域の実情に応じながら計画期間（5年間）のうちに実施する施策を検討。すべてが新規の施策である必要はなく、これまでに既に実施されてきている施策であって効果の高いものが含まれても差し支えない。

4. 数値目標・重要業績評価指数(KPI)の設定

4-1 基本目標における数値目標

5年間の数値目標には、行政活動そのものの結果（アウトプット）ではなく、その結果として住民にもたらされた便益（アウトカム）に関する数値目標を設定。

※重要業績評価指標（KPI）：施策ごとの進捗状況を検証するために設定する指標

5. 戦略の対象となる施策

5-1 施策分野の範囲

盛り込むべき施策としては、①しごとづくり②ひとの流れ③結婚・出産・子育て④まちづくりに係る各分野を広くカバーすることが望まれる。とりわけ、「しごとづくり」は、まち・ひと・しごと創生の好循環を生み出す重要分野であり、十分に位置づける。

ただし、各地域の固有の地域資源を活用する観点や、人口の自然増減・社会増減の現況を踏まえて、特定分野や特定の施策を重点的に推進することは差し支えない。

5-2 「政策5原則」を踏まえた施策の推進

国の総合戦略に盛り込まれた「政策5原則」（自立性、将来性、地域性、直接性、結果重視）の趣旨を踏まえ、効果的に施策を推進。

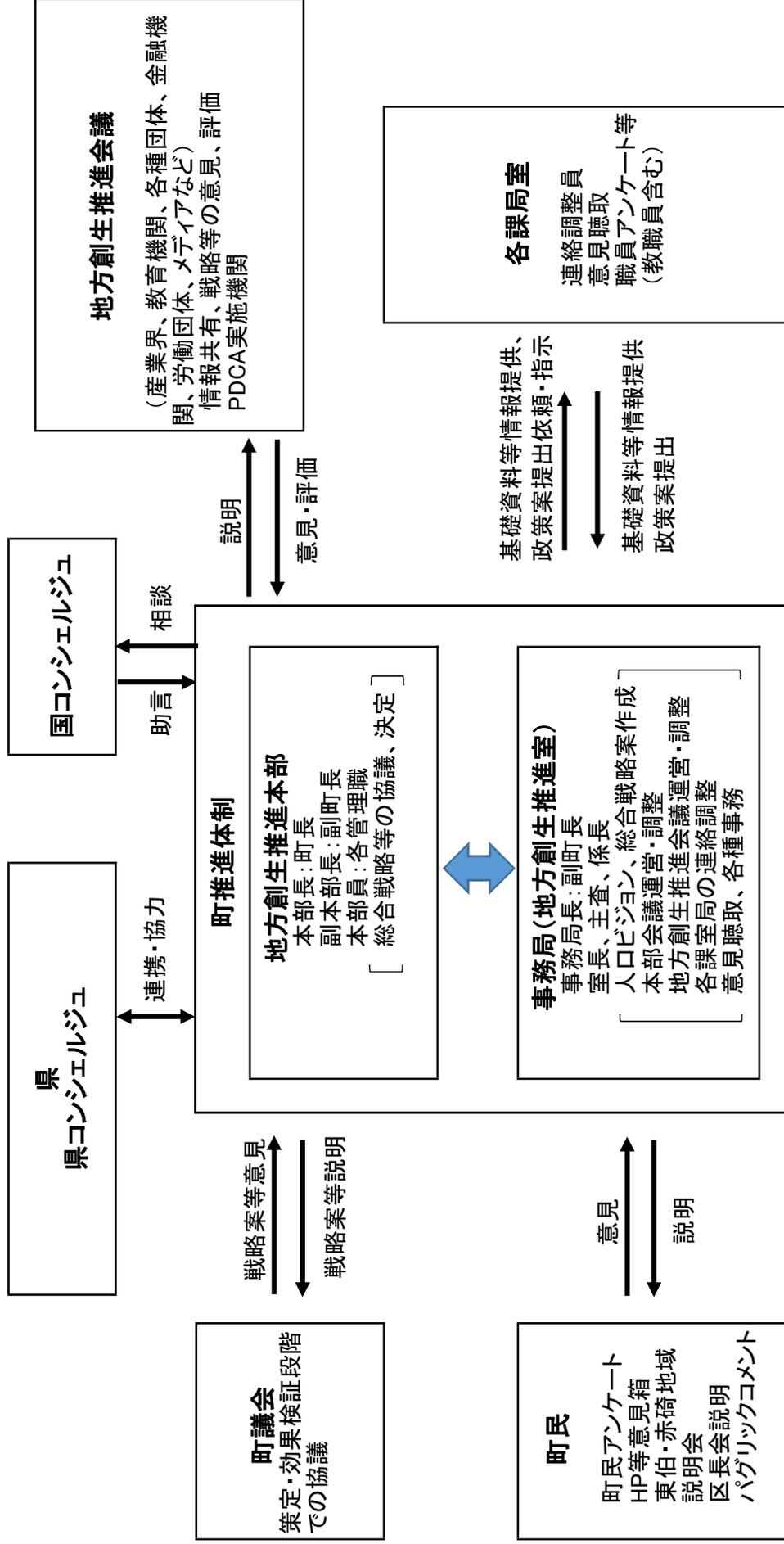
7. PDCAサイクルの確立

7-1 PDCAサイクル

設定した数値目標等を基に、実施した施策・事業の効果を検証し、必要に応じて総合戦略を改訂する一連のプロセスを実行。

PDCA：Plan（計画）、Do（実施）、Check（評価）、Action（改善）の4つの視点

琴浦町地方創生総合戦略推進体制



地方創生スケジュール(予定) 平成27年度4月～10月分

	平成27年		4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月	
町全体計画								人口ビジョン・戦略骨子作成						戦略策定		
人口ビジョン作成		動態・推計		考察	修正											
戦略策定	基本方針		たたき台		骨子・具体施策・KP	骨子修正				具体施策・KPI				修正		
住民アンケート		2500人実施		集計		戦略に反映										
職員アンケート		全職員対象		集計		戦略に反映										
HP等意見箱		立ち上げ				戦略に反映										
本部会議	1回 ビジョン、戦略基本方針		2回 ビジョン戦略案	3回 ビジョン戦略案	4回 ビジョン骨子最終案				5回 戦略案		6回 戦略案		7回 戦略最終案			
推進会議		1回 趣旨説明		2回 ビジョン骨子案	3回 戦略案		3回 戦略案		4回 戦略案		5回 戦略案					
住民説明会		区長会		東伯・赤橋説明会意見聴取					東伯・赤橋説明会ビジョン・骨子							東伯・赤橋説明会戦略
議会(定例・月例報告随時説明)		月例基本方針、取組状況		月例ビジョン骨子案報告			定例会骨子最終案			月例戦略中間				定例会戦略最終案		

琴浦町将来推計人口の試算

1 琴浦町の将来推計人口

国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という。）と同様の方法で推計を実施

推計条件	①基準人口：2010年10月1日（2010年国勢調査） ②合計特殊出生率：1.63 ^{※1} が今後も続くと仮定 ③社会移動の状況：2005～2010年の社会移動（県外への転入転出）が今後10年かけて半減	㉠ 2040年：12,764人 2060年：9,406人
------	---	------------------------------------

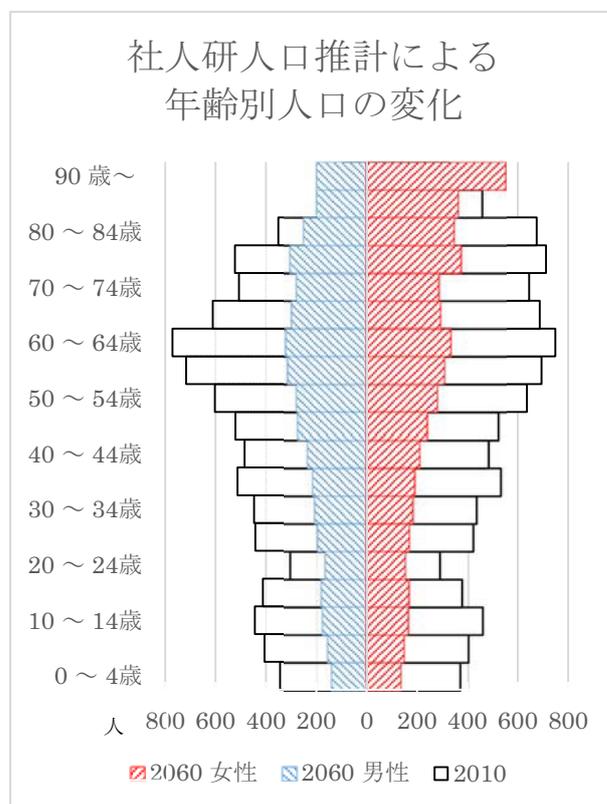
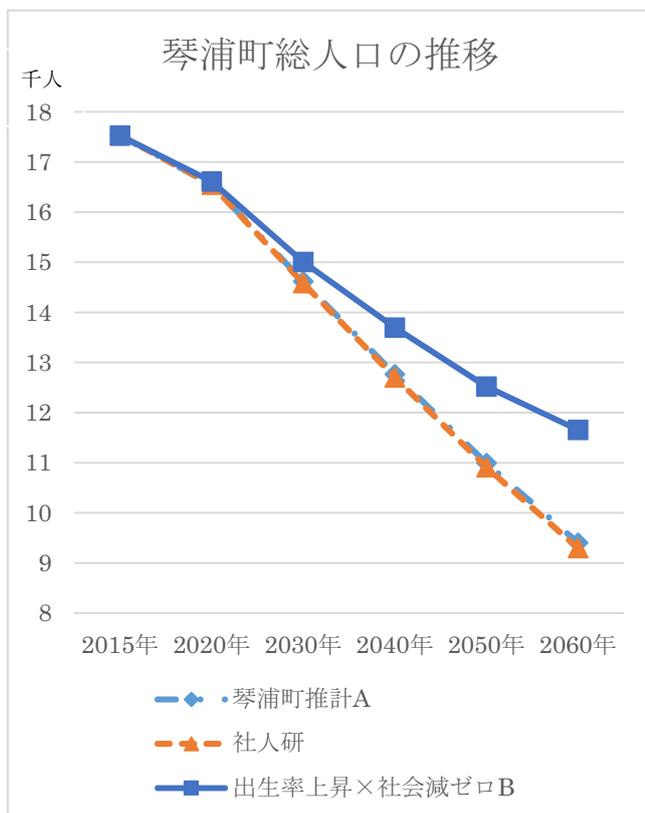
※1：最近5年（2009～2013年）の合計特殊出生率の最大値・最小値を除いた平均値

参考：社人研の推計条件

推計条件	①基準人口：2010年10月1日（2010年国勢調査） ②合計特殊出生率：1.607（2020年）→1.578（2030年）→1.583（2040年） その後は一定 ③社会移動の状況：2005～2010年の社会移動（県外への転入転出）が今後10年かけて半減	2040年：12,702人 2060年：9,297人
------	---	-------------------------------

2 将来推計人口のシュミレーション結果

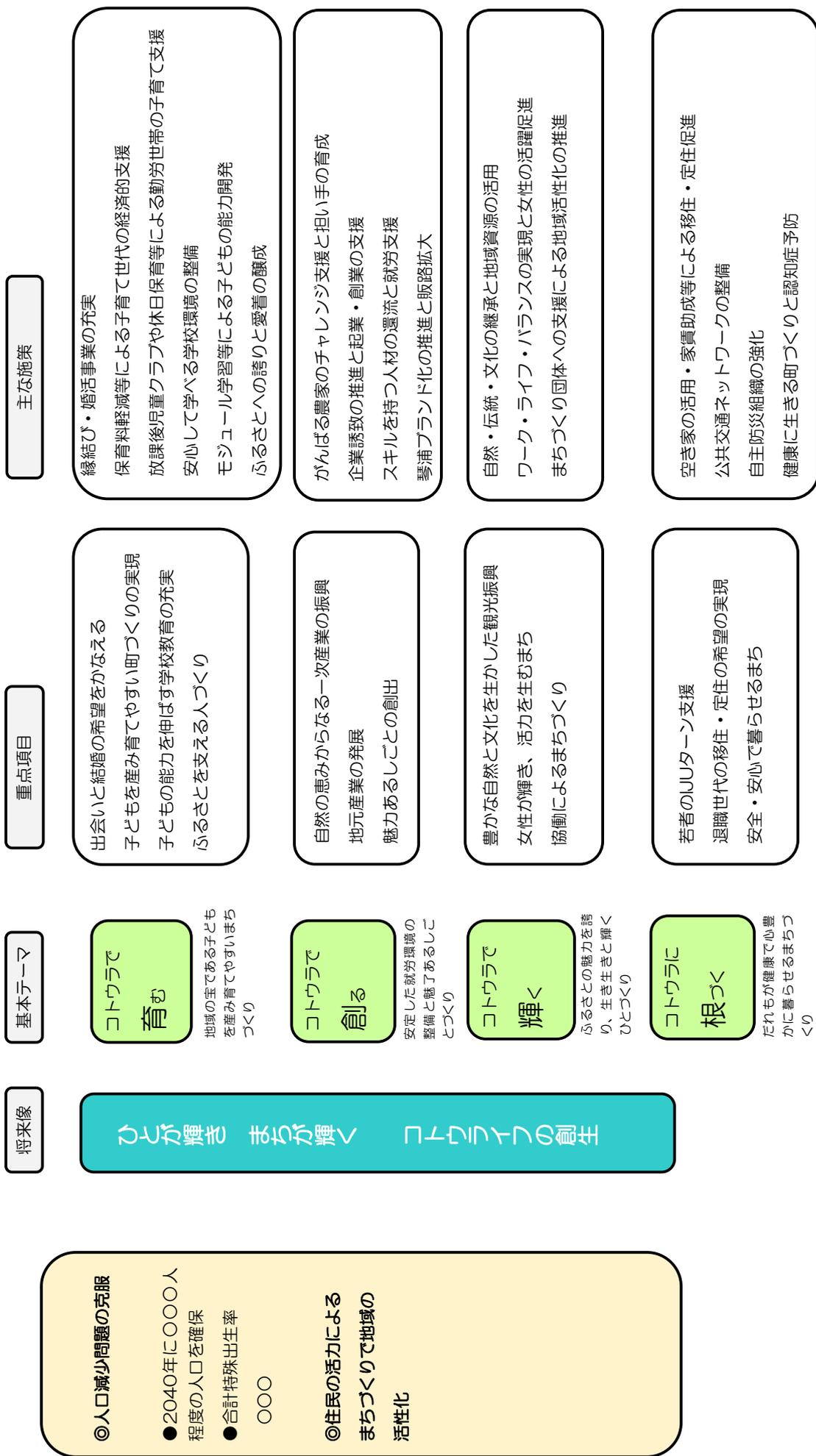
合計特殊出生率が上昇、かつ10年後に社会減がなくなった場合 ・出生率 2015年：1.63→2020年：1.80→2030年：2.07 ・社会減 2025年にかけて移動率が0.5倍に逓減し、2030年以降は社会増減ゼロ	㉡ 2040年：13,696人 2060年：11,654人
---	-------------------------------------



琴浦町まち・ひと・しごと創生総合戦略（「人口ビジョン」「総合戦略」）の全体像

人口ビジョン

総合戦略（平成27年度～平成31年度の5カ年）



◎人口減少問題の克服

- 2040年に〇〇〇人程度の人口を確保
- 合計特殊出生率 〇〇〇

◎住民の活力によるまちづくりで地域の活性化

地方創生及び公共施設に関するアンケート

あなたの声をお聴かせください

アンケート調査のご協力をお願い

町民の皆さまには、日頃から町政全般にわたり、ご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。

平成 25 年 3 月に国立社会保障・人口問題研究所がまとめた将来推計によれば、2040 年には日本の人口は約 16%減少、琴浦町においては約 32%減少し、12,702 人になると予想されています。

これを受け、国では平成 26 年度に「まち・ひと・しごと創生本部」が設置され、人口減少の克服と地域活性化による地方創生を目的とした総合戦略が策定されました。

本町においても、人口減少・地方創生対策を盛り込んだ琴浦町版総合戦略を本年度中に策定することとしています。

また現在、全国の自治体で 1970 年代に建設された公共施設等が大量に更新時期を迎え、人口減少社会を背景に、公共施設等の需要が変化することが予想されています。その中で、本町でも長期的視点で公共施設の更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行い、最適な配置を実現するための公共施設等総合管理計画の策定も予定しています。

そこで、総合戦略及び公共施設等管理計画を策定する上で、その方向性を検討するにあたって参考とさせていただくため、町内にお住まいの 18 歳以上の方 2,500 人を対象としてアンケートを実施することとなり、このたび年齢・性別・地域別に対象者を抽出したところ、あなたにアンケート調査をお願いすることとなりました。

調査の趣旨をご理解いただき、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

平成27年4月

琴浦町長 山 下 一 郎

記入方法について

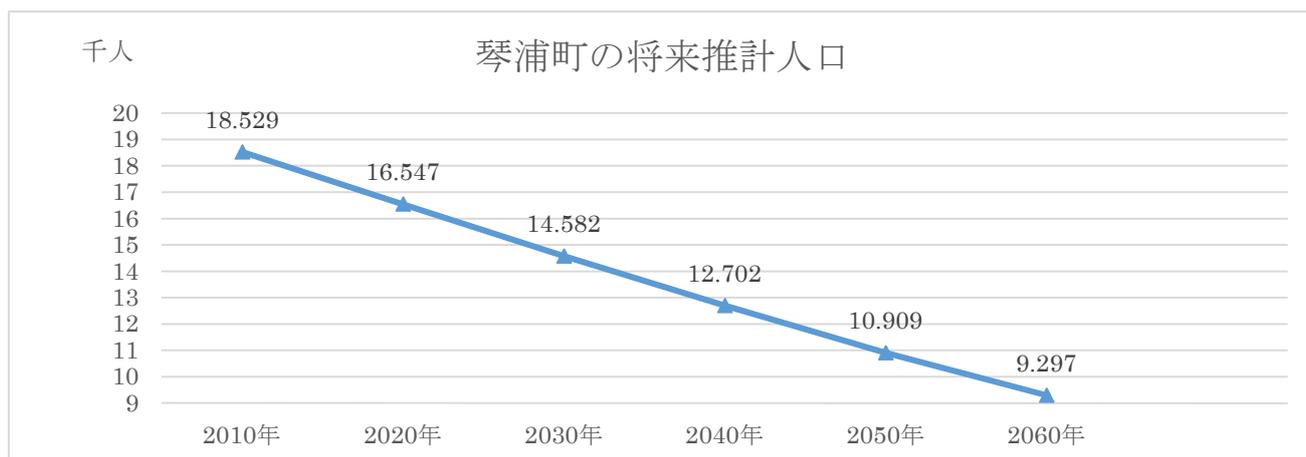
1. このアンケートは、ご本人による記入が難しい場合を除き、お送りした宛名の方がご自身で記入してください。(お名前を書きいただく必要はありません)
 2. 回答は、○印をつけていただくものと、記述するものがあります。
 3. 記入が終わりましたら、同封の返信用封筒にこのアンケート調査票を入れて、**5月15日(金)**までに郵便ポストに投函してください。(切手は不要です。)
- ※ この調査は、統計的な処理が目的であり、調査の目的以外には一切使用いたしませんので、ご回答いただいた方にご迷惑をおかけすることはありません。

- 【問 合 せ 先】 ○地方創生に関するアンケート
琴浦町役場 企画情報課 山根、佐藤 電話:52-1708
- 公共施設に関するアンケート
琴浦町役場 総務課 山田(明)、高多 電話:52-2111

琴浦町における将来人口推計について

(1) 琴浦町の総人口

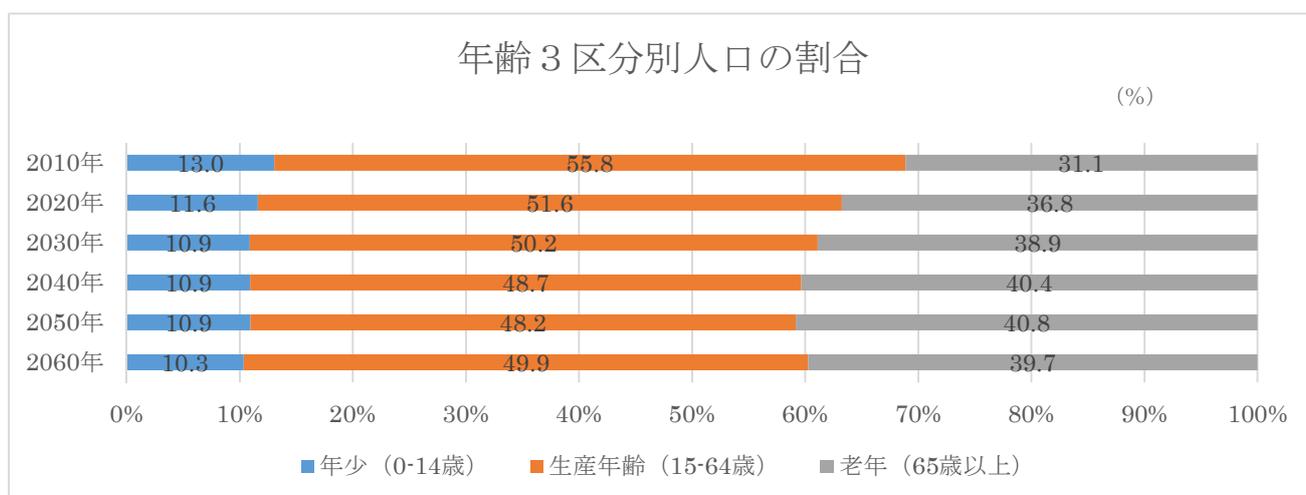
国立社会保障・人口問題研究所の人口推計によれば、琴浦町の人口は、2040年には12,702人（2010年比68.5%）、2060年には1万人を割り9,297人（2010年比50.1%）と現人口の半分になると予想されます。



出典：国立社会保障・人口問題研究所推計より

(2) 年齢3区分別人口の割合

年少人口及び生産年齢人口の割合は年々減少する一方、老年人口の割合は増加していき、2060年には、10人に4人の割合で65歳以上であることが予想されています。



出典：国立社会保障・人口問題研究所推計より

これらの推計を踏まえ、琴浦町では、人口減少、少子化、地域活性化対策を盛り込んだ総合戦略を平成27年度中に策定します。

地方創生に関する町民アンケート

以下の問いについて、該当する記号に○をしてください。(設問によっては複数回答有り)
該当するものがない場合は、その他欄に自由に記載してください。

【問1】 あなた自身について

① 性別をお答えください。

ア	男性
イ	女性

② 年齢をお答えください。

ア:20歳未満	イ:20～24歳	ウ:25～29歳	エ:30～34歳	オ:35～39歳
カ:40～44歳	キ:45～49歳	ク:50～54歳	ケ:55～59歳	コ:60～64歳
サ:65～69歳	シ:70歳以上			

③ お住まいの地域をお答えください。

ア:八橋地区	イ:浦安地区	ウ:下郷地区	エ:上郷地区	オ:古布庄地区
カ:赤碓地区	キ:成美地区	ク:安田地区	ケ:以西地区	

④ 職業をお答えください。

ア:有職(正規職員)	イ:有職(非正規職員)	ウ:農業	エ:自営業
オ:現在は働いていない	カ:学生	キ:その他()	

⑤ お子さんはおられますか。

ア	いる	→ 人数は	ア: 1人	イ: 2人	ウ: 3人	エ: 4人以上
イ	いない					

【問2】 人口減少についての意識について

⑥ 琴浦町の人口は現在18,315人(2015年3月末)ですが、2040年には12,702人に減少すると国立社会保障・人口問題研究所の推計結果が公表されています。
あなたはこの推計結果を知っていましたか。

ア	知っている
イ	なんとなく聞いたことがある
ウ	知らなかった

- ⑦ 琴浦町の人口が減少していくことについて、あなたの考えに最も近いものを1つ選んでください。

ア	人口減少は望ましくなく、現在より増加するよう努力すべき
イ	人口減少は望ましくなく、現在程度の人口維持を目指すべき
ウ	人口減少はやむを得ないが、なるべく減少に歯止めをかけるべき
エ	人口減少はやむを得ない
オ	その他(

- ⑧ 琴浦町の人口減少が進行していった場合に生じる社会への影響について、あなたが影響が大きいと考えること及び不安に感じることを、次のうちから3つ以内で選んでください。

ア	国や地方が税収減となり、行政サービスが低下する
イ	年金の減額、社会保険料や医療費の増額など、社会保障にかかる個人の負担増
ウ	地域を支える担い手の不足や地域活力の低下
エ	過疎化の進行による土地の荒廃
オ	労働力人口の減少などによる地域産業の衰退
カ	人口減少による消費減などで、商店などのにぎわいが喪失
キ	地域の伝統や文化の喪失
ク	スポーツ、文化、娯楽などの余暇を楽しむ機会の減少
ケ	それほど影響はない
コ	その他(

- ⑨ 前の設問⑧で選んだもののうち、あなたが特に影響が大きいと考えること及び不安に感じることに
ついて、ア～コの中から1つ選んでください。

回答欄	
-----	--

- ⑩ 人口減少を克服し、活力ある社会を目指して、琴浦町が今後取り組むべきことについて、最も重視すべきことは何だと思えますか。次の中から3つ以内で選んでください。

ア	産業を振興し、雇用を拡大させて、経済を活性化させる取り組み
イ	転出等による社会減(※1)を減少させるための、移住促進や定住・Uターンなどの取り組み
ウ	子育て支援やワーク・ライフ・バランス等の充実により、結婚・出産・子育ての希望をかなえる取り組み
エ	農山村の魅力づくりや福祉の充実など、人口減少社会の中でも安心して暮らせる地域を目指す取り組み
オ	介護や認知症予防など、高齢者への施策の充実で安心して暮らせる地域を目指す取り組み
カ	地域を担う子どもの教育環境の整備とふるさとを慕う気持ちの醸成を目指す取り組み
キ	その他(

※1 社会減・・・ある地域の人口が、他地域への転出によって生じる減少。転入と転出の差がマイナスとなる場合。

- ⑪ 前の設問⑩で選んだもののうち、あなたが特に影響が大きいと考えること及び不安に感じることに
ついて、ア～コの中から1つ選んでください。

回答欄	
-----	--

【問3】 人口減少対策の具体的取り組みについて

- ⑫ **地域経済の活性化**を行う際に、どのような取り組みに力を入れるべきと考えますか。次の中から**3つ以内**で選んでください。

ア	企業誘致、起業しやすい環境の整備などによる新規産業の創出
イ	生産性向上や商圈拡大の支援などによる商工業の振興
ウ	正規雇用の拡大や雇用のミスマッチ解消
エ	6次産業化(※2)・ブランド化などによる農林水産業の振興
オ	女性管理職の登用拡大や職域拡大など女性の活躍促進
カ	自然など本町の素材を生かした観光産業の振興
キ	学校、企業等と連携したキャリア教育の推進など若者の人材育成
ク	産業振興につながる道路等の整備及びインターネット環境等の社会基盤の整備
ケ	その他(

※2 6次産業・・・農林水産業(第1次産業)、食品加工(第2次産業)、流通販売・情報サービス(第3次産業)を一体化した新たな食農ビジネスの取り組み。

- ⑬ **転出等による社会減への対策**を行う際に、どのような取り組みに力を入れるべきと考えますか。次の中から**3つ以内**で選んでください。

ア	移住者、Uターン者の増加に向けた情報発信やサポート体制の充実
イ	正規雇用の拡大や雇用のミスマッチ解消
ウ	起業など若者がチャレンジしやすい環境の整備
エ	若者による地域の魅力づくりの支援
オ	道路等や下水道など生活環境の整備や公共交通機関の充実
カ	ショッピングモールや娯楽施設の誘致などによる地域のにぎわいづくり
キ	ふるさとへの誇りと愛着の醸成等により出身者のUターンを目指す取り組み
ク	その他(

- ⑭ **結婚・出産・子育ての希望をかなえ少子化に歯止めをかける**ため、どのような取り組みに力を入れるべきと考えますか。次の中から**3つ以内**で選んでください。

ア	結婚につながる出会いの機会創出
イ	若い世代の経済的安定
ウ	仕事と家庭の両立(ワーク・ライフ・バランス等)による働き方の見直し
エ	育児休業の取得や再就職支援など妊娠・出産しても安心して働き続けられる職場環境の整備
オ	妊娠・出産・子育てに関する相談体制や医療体制の整備
カ	保育料軽減や進学のための奨学金制度の充実などによる子育て・教育における経済的な負担の軽減
キ	多子世帯に対する支援の充実
ク	幼児教育や少人数学級などによる教育環境の整備
ケ	病児・病後児保育、一時・休日保育、放課後児童クラブ等の保育環境の充実
コ	生命の大切さ、家庭の大切さといった価値観の醸成
サ	その他(

- ⑮ **人口減少社会の中でも安心して暮らせる地域づくり**を行う際に、どのような取り組みに力を入れるべきと考えますか。次の中から**3つ以内**で選んでください。

ア	自治会や地域の活動の活性化などの地域のつながり、顔の見える社会の創出
イ	高齢者や若者など地域住民の社会活動の参加増
ウ	地域の防災、防犯、治安の向上に向けた住民同士のネットワークづくり
エ	女性が能力を生かし、活躍できる社会づくり
オ	廃校舎、公民館などの施設を利用した小さな拠点(※3)づくり
カ	空き家の撤去、住宅の耐震化など安心して暮らせる居住環境の整備
キ	町営バスの維持など公共交通網の整備
ク	その他(

※3 小さな拠点…小学校区など複数の集落が集まる地域において、日常生活に不可欠な施設や地域活動を行う場を集約し(小さな拠点)、各集落をコミュニティバスなどで結ぶことで持続可能な集落地域づくりを目指す取り組み。

- ⑯ **高齢者への施策の充実等による安心して暮らせる地域づくり**を行う際に、どのような取り組みに力を入れるべきと考えますか。次の中から**3つ以内**で選んでください。

ア	介護予防や認知症予防など、健康寿命(※4)の向上を目指す取り組み
イ	高齢者の社会活動への参加促進
ウ	買い物・通院等が不便・困難な地域へのサービスなど地域生活における生活上の不便を解消する施策の充実
エ	介護を必要とする高齢者への施策の充実
オ	介護施設等の増設
カ	その他(

※4 健康寿命…日常的に介護を必要としないで、自立した生活ができる生存期間のこと。

- ⑰ **地域を担い、ふるさとを慕う子どもの育成**に関する取り組みを行う際に、どのようなことに力を入れるべきと考えますか。次の中から**3つ以内**で選んでください。

ア	個々の学力・能力を高める教育の充実
イ	体験活動や多くの人との交流により、豊かな人間性を育む取り組み
ウ	地域を教材とした学習により、ふるさとの魅力を知り、愛着を育む取り組み
エ	保育園から小中学校を通じた、仲間との絆を育てる取り組み
オ	地域ぐるみで子どもを育て、見守る環境づくり
カ	子どもが安全に遊べる公園や防犯体制の整備
キ	その他(

- ⑱ **地域の活性化、にぎわいの創出**を目指した取り組みを行う際に、どのような取り組みに力を入れるべきと考えますか。次の中から**3つ以内**で選んでください。

ア	駅前や国道9号周辺などの活性化
イ	観光資源など地域資源を生かしたまちづくり
ウ	子どもと高齢者の交流などによる異世代間の交流
エ	地域と都市住民、大学生との交流
オ	女性が生き生きと活躍できる場の創出
カ	スポーツ、文化芸術に触れる機会の充実及び活動の促進
キ	その他(

【問4】 琴浦町の将来展望や新たなニーズについて

⑱ 琴浦町の自慢を1つ挙げるとしたら何だと思いますか。

〈自由記載欄〉 （豊かな自然、牛乳、グルメ、子育てしやすい町・・・など）

⑳ その他に、琴浦町の魅力として今後、新たに広く町外にPRしていくべきものは何だと思いますか。

〈自由記載欄〉

㉑ その他、琴浦町のこれからのまちづくりについて、ご意見等がありましたらお聞かせください。

〈自由記載欄〉

ご協力ありがとうございました。

なぜ、公共施設等総合管理計画が必要なのか？

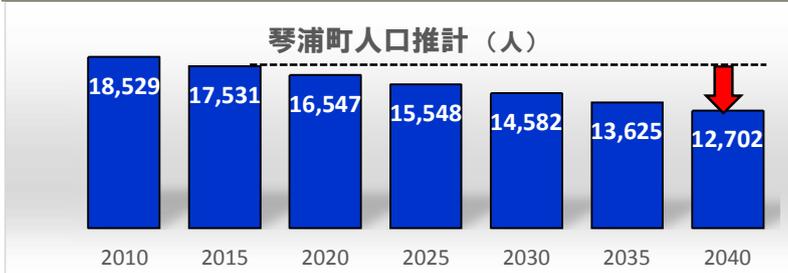
現在、全国の自治体で 1970 年代に建設された公共施設等の多くが更新時期を迎えています。琴浦町も同様の問題を抱えており、人口の減少も進んでいく中で、今後、公共施設等の需要（活用方法や利用者数）の変化が予想されます。

琴浦町としても、長期的視点で公共施設の更新・複合化（*1）・統廃合などを計画的に行い、将来的に運営可能な公共施設の配置により、安定した公共サービスの提供を実現していくことが必要となります。

そこで、**公共施設等総合管理計画が必要とされる「3つのポイント」**を紹介します。

*1：複合化：一つの建物に複数の施設（学校・公民館・集会施設など）を併設すること。

ポイント1 琴浦町の人口は、2040年までに約28%減少することが推測されています！



琴浦町の人口は 25 年後の 2040 年には、5,827 人減の 12,702 人となると推計されています。

人口が減少する中において、どのように公共施設を管理し、安定した公共サービスを提供していくかが今後の大きな課題となります。

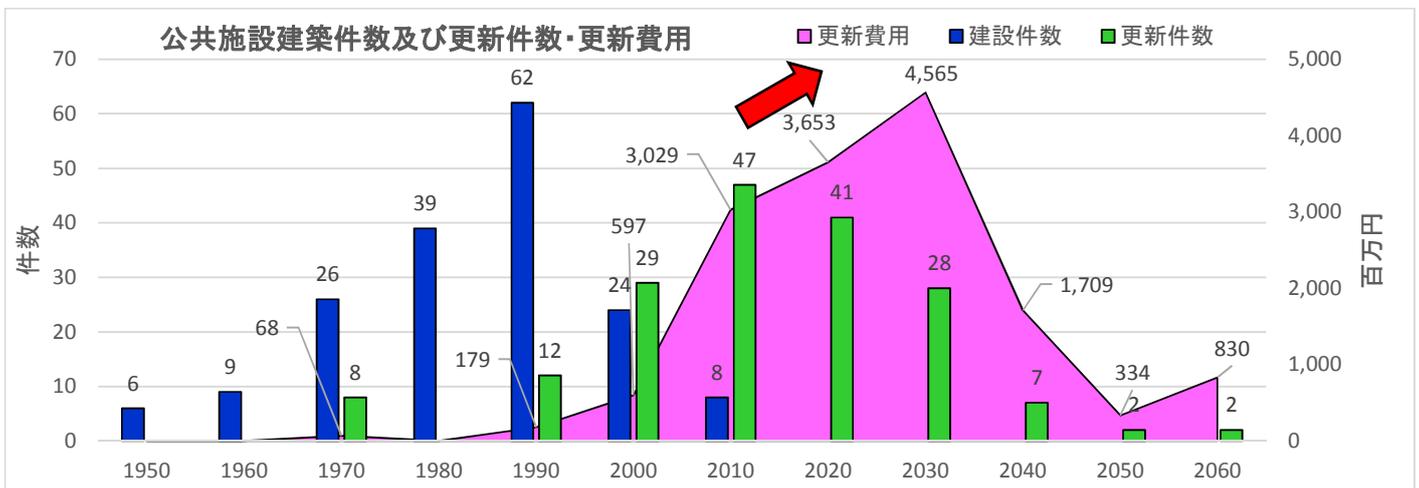
〔国立社会保障・人口問題研究所推計〕

ポイント2 琴浦町の公共施設のうち、約75%が建築後20年を経過しています！

琴浦町が所有する公共施設は 179 施設あります。**約 135 施設が建築後 20 年経過**しており更新が必要な時期が迫っています。

ポイント3 このままでは、公共施設の更新費用は膨大になります！

現在の公共施設をこのまま維持すると、更新費用は今後ピークを迎え、**2030年代には約45億6,500万円**の経費が必要となります。



人口減少を迎える将来に、安定した公共サービス維持し、将来の世代に負担を引き継がないためには、現在所有する全ての公共施設を維持することは困難です。

老朽化する公共施設を現状のまま維持するには多額の費用が必要となります。



人口減少を迎える中で、町民 1 人あたりの維持・更新費用負担額が増加します。



人口減少が進む中、公共施設の利用需要が減少することが予想されます。



公共施設等総合管理計画を作成し、「適切」な公共施設の管理運営を図ります。

琴浦町の公共施設

公共施設とは、道路や公園、上下水道をはじめ、学校、図書館等の公共事業によって整備された施設です。

琴浦町では、道路や公園、上下水道などを除いた施設（建物）は下記のとおりです。

施設分類	施設数	主な対象施設
庁舎・拠点施設	4	役場本庁舎、保健センター、役場分庁舎（赤碕地域コミュニティセンター）、まなびタウンとうはく
地区公民館	9	地区公民館（八橋、浦安、下郷、上郷、古布庄、赤碕、成美、安田、以西）
学校施設	8	小学校（八橋、浦安、聖郷、赤碕、船上）、中学校（東伯、赤碕）、学校給食センター
保育園・こども園	7	保育園（鈿、琴浦、成美、安田、以西）、こども園（やばせ、しらとり）
ホール施設	1	カウベルホール
町営住宅・住宅集会所	47	下伊勢、一里松、いなり、八橋、上伊勢、槻下、浦安、八幡、南荒神、船望台、みどり、松ヶ丘、きらり、成美、上野、出上、駅前、城山、東山、桜ヶ丘、コーポラスことうら、とうはくハイツ
葬祭施設	1	琴浦斎場
消防・防災施設	21	消防センター（第1～10分団）、防災備蓄倉庫（八橋、成美）、除雪車倉庫（平田ケ平、松ヶ丘）、水防倉庫
文化センター	2	文化センター（東伯、赤碕）
福祉施設	5	在宅介護支援センター、いきいき健康センター、赤碕高齢者憩いの家、琴浦町老人ふれあい工房、八橋ふれあいセンター
観光・宿泊施設	5	一向平施設、船上山施設、ポート赤碕物産館、日韓友好資料館・物産館、物産館ことうら、平岩記念会館
体育館・武道館	6	東伯総合体育館、赤碕農業者トレーニングセンター、東伯勤労者体育センター、赤碕勤労者体育センター、東伯武道館、赤碕武道館
野球場	2	東伯総合公園、赤碕総合運動公園
公園施設（休憩所・トイレ）	11	いなり公園、八橋公園、徳万公園、逢東海岸ふれあい広場、荒神公園、きらり公園、水辺公園、八橋農村公園、逢東農村公園、大父木地親水公園、聖郷運動広場
集会施設	14	赤碕ふれあい交流会館、多目的研修集会施設（竹内、宮木、大熊、大父、大父木地、平田ケ平、国実）、上中村構造改善センター、倉坂地区活性化施設、倉坂多目的集会所、山川農業構造改善センター、琴浦町漁村センター、伊勢崎地区コミュニティ施設
その他施設	36	旧保育園（3ヶ所）、旧小学校（3ヶ所）、赤碕学校給食センター、野田集会所、旧船上山出張所、旧出上駐在所、旧商工会赤碕会館、鳥取中央有線放送、旧中井旅館、三本杉ふるさと分校、お試し住宅、無盡庵、多世代交流施設、下伊勢大型共同作業場、松谷農機具格納庫、出上農機具保管施設、出上共同出荷所、下伊勢第1共同作業所、下伊勢第2共同作業所、下伊勢農機具保管施設、野菜共同出荷所、下伊勢畜産団地、下伊勢農機具保管施設、下伊勢淡水魚養殖施設、下伊勢共同加工施設
	179	

公共施設に関する町民アンケート

【問1】

あなたの公共施設の利用状況についてお聞きします。

- (1) 下記回答欄の公共施設の利用頻度について、ア～オの中から当てはまるものを選び○をつけてお答えください。
- (2) (1)で「オ 利用していない」と答えた施設について、A～Eの中から当てはまるものを選び、下記回答欄に○をつけてお答えください。

〈回答欄〉

設問 公共施設	(1)利用頻度					(2)利用しない理由				
	ア	イ	ウ	エ	オ	A	B	C	D	E
	ア ほぼ毎日利用している	イ 週に数回利用している	ウ 月に数回利用している	エ 年に数回利用している	オ 利用していない	A 利用する機会（必要）がない	B サービス内容が分からない	C ある設備、利用料などに不満がある	D 立地条件が悪い	E いる 琴浦町外の施設を利用している
地区公民館	ア	イ	ウ	エ	オ	A	B	C	D	E
体育館・武道館	ア	イ	ウ	エ	オ	A	B	C	D	E
野球場	ア	イ	ウ	エ	オ	A	B	C	D	E
文化センター	ア	イ	ウ	エ	オ	A	B	C	D	E
集会所・ホール	ア	イ	ウ	エ	オ	A	B	C	D	E

【問2】

「公共施設の更新問題」についてご存知ですか。次のア～ウの中から当てはまるものを選び、○を付けてお答えください。

「公共施設の更新問題」とは？

日本では、高度経済成長と人口増加の中でたくさんの公共施設が整備されました。それから数十年経過した現在、これらの公共施設の老朽化が進み、次々に建替えなどの更新が必要な時期が迫ってきています。しかし、現在の日本は人口減少が進み、少子高齢化や景気の低迷により自治体の財政状況も悪化しており、今後の対応が全国の多くの自治体で課題となっています。

〈回答欄〉 (ア～ウのいずれかに○をしてください)

ア	知っている
イ	なんとなく聞いたことがある
ウ	知らなかった

【問3】

琴浦町には現在約180の公共施設があり、その中には昭和40年代、50年代に建設されたものも少なくありません。「公共施設の更新問題」は近い将来、本町にも訪れます。

多くの公共施設の安全性を確保し、今後の住民ニーズに対応した公共サービスを維持・向上させていくためには、施設の複合化(*1)や統廃合を進めなくてはなりません。この動きを今後、積極的に進めていくことについて次のア～オの中から当てはまるものを選び、○をつけてお答えください。

(*1)複合化:一つの施設に複数施設(保育園・学校・公民館・集会施設等)を併設すること。

〈回答欄〉

ア	賛成である
イ	どちらかといえば賛成である
ウ	どちらともいえない
エ	どちらかといえば反対である
オ	反対である

【問4】

今後の公共施設のあり方について、次の中からあなたの考えに当てはまるものがあれば、○をつけてお答えください(複数回答可)。

〈回答欄〉(複数回答可)

ア	公共施設の統廃合を積極的に進めていくべき
イ	民間にできることは民間に任せ、必要に応じて施設の売却や運営の民間委託を行うべき
ウ	一部の人や集落しか利用しない施設は譲渡・売却などを進めるべき
エ	壊れてから修繕するのではなく、長期的な計画を立てて、定期的にメンテナンスを行うべき(長寿命化の推進)
オ	複数の機能をひとつの施設に集約するべき(複合化)
カ	近隣の町との共同運営も検討するべき
キ	現在の公共施設を維持するため、借金をして更新すべき

【問5】

各公共施設の今後の所有・運営方法としてどうすればよいか、次のア～ウの中から当てはまるものを選び、○をつけてお選びください。

ア	町が所有・運営すべき	イ	建物は町が所有し、運営は民間・地元集落などに任せるべき
ウ	所有・運営とも民間・地元集落などで行うべき		

回答欄

施設	所有・運営方法	施設	所有・運営方法
地区公民館	ア イ ウ	文化センター	ア イ ウ
体育館・武道館	ア イ ウ	琴浦斎場	ア イ ウ
野球場	ア イ ウ	保育園	ア イ ウ
集会所・ホール	ア イ ウ	学校給食センター	ア イ ウ

【問6】

- (1) 各公共施設の配置数について、次のア～オの中から当てはまるものを選び、下の解答欄に○をつけてお答えください。

ア 配置数を増やすべき イ 配置数は現状どおりでよい ウ 配置数を減らすべき

〈回答欄〉

施設	配置数	内訳	配置数
地区公民館	9	古布庄、上郷、下郷、浦安、八橋、赤碕、成美、安田、以西	ア イ ウ
体育館	14	東伯総合体育館、赤碕農業者トレーニングセンター、東伯勤労者体育センター、赤碕勤労者体育センター、各小中学校（廃校含む）	ア イ ウ
武道館	2	東伯武道館、赤碕武道館	ア イ ウ
野球場	2	東伯運動公園、赤碕運動公園	ア イ ウ
集会所・ホール	3	まなびタウンとうはく、赤碕地域コミュニティセンター、カウベルホール	ア イ ウ
図書館	2	まなびタウンとうはく、赤碕地域コミュニティセンター	ア イ ウ
文化センター	2	東伯、赤碕	ア イ ウ

- (2) 各公共施設の配置について、ご意見があればご記入ください。

〈回答欄〉

【問7】

現在、琴浦町に整備されていない施設で、公共施設として今後あった方がよいものがあればお答えください（記入方式）。

〈回答欄〉

あなたの声をお聴かせください

琴浦町まち・ひと・しごと創生総合戦略について

琴浦町の人口は、国立社会保障・人口問題研究所によると、2040年には12,000人台となり、2060年には10,000人を割り込むと推測されています。

人口減少に歯止めをかけることは喫緊の課題であり、琴浦町では、人口減少対策と地域の活力向上に向けた「琴浦町まち・ひと・しごと創生総合戦略」（今後5カ年の計画）を策定することとしています。この取り組みを行うにあたり、広く町民の皆様のご意見をお聞きし、必要な施策を実施することが必要となります。

琴浦町の人口減少に歯止めをかけるために、また人口減少社会において地域の活力を維持し、元気なまちづくりを推進していくために、総合戦略等へ盛り込むべき施策等について、皆様のご意見をお聴かせください。

1. ご意見を伺うテーマ

1	コトウラで 育む	地域の宝である子どもたちを産み育てやすいまちづくり
2	コトウラで 創る	安定した就労環境の整備と魅力あるしごとづくり
3	コトウラで 輝く	ふるさとの魅力を誇り、生き生きと輝くひとづくり
4	コトウラに 根づく	だれもが健康で心豊かに暮らせるまちづくり

2. **提出方法** 別紙「琴浦町まち・ひと・しごと創生総合戦略へ盛り込むべき意見書」により、郵送・ファックス・持参、またはメールでお知らせください。

3. **問合せ先** 琴浦町地方創生推進室（琴浦町役場企画情報課内）

住所 〒鳥取県東伯郡琴浦町徳万 591 番地 2

電話 (0858) 52-1708

ファックス (0858) 49-0000

メールアドレス sousei@town.kotoura.tottori.jp

琴浦町まち・ひと・しごと創生総合戦略に盛り込むべき意見書

テーマ	重要項目	ご意見
コトウラで育む 地域の宝である子どもたちを産み育てやすいまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・出会いと結婚の希望をかなえる ・子どもを産み育てやすいまちづくりの実現 ・子どもの能力を伸ばす学校教育の充実 ・ふるさとを支えるひとづくり 	
コトウラで創る 安定した就労環境の整備と魅力あるしごとづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・自然の恵みからなる一次産業の振興 ・地元産業の発展 ・魅力あるしごとの創出 	
コトウラで輝く ふるさとの魅力を誇り、生き生きと輝くひとづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・豊かな自然と文化を生かした観光振興 ・女性が輝き、活力を生むまち ・協働によるまちづくり 	
コトウラに根づく だれもが健康で心豊かに暮らせるまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・若者のI J Uターン支援 ・退職世代の移住・定住の希望の実現 ・安心・安全で暮らせるまちづくり 	

その他自由記載

テーマ	重要項目	ご意見

琴浦町人口減対策骨子



平成26年2月

企画情報課

I 背景

本町では少子高齢化が続いており、地域の活力が失われていくなどの人口減少問題が顕在化している。本骨子では本町の人口減少の原因を把握し、これに対する政策対応を提案するものである。



II 現状 ～データからわかる人口動態～

表・グラフ名	表・グラフから読みとれること
近隣市町の人口推移	①湯梨浜町を除き単調減少
人口減少率	①人口規模からすると琴浦町は他市町より減少率が高い ②県人口減少率より中部市町の減少率が多い ⇒鳥取市・米子市への人口流出か
人口と世帯数の推移	①人口は毎年200人ずつ減少し、世帯数は微増
地域別人口の推移	①上郷・古布庄・以西地区など山間部での人口流出が大きい ②八橋・浦安・赤碕地区は町内から住宅団地への移住が多いのでは
3区分人口の推移と5階層別人口の推移	①生産年齢人口の割合が減少中 ②高齢者の割合が1/3で今後も上昇 ③0-19の階層での人口流出は大学進学が原因か
転入転出者の推移	①各市町で転入・転出数自体が減少 ②湯梨浜町のみが転入数が多い傾向 ③平成24年は琴浦町の転入・転出がほぼ同数 ⇒外国人のカウント法変更による
年度別人口の増減	①自然減数が毎年120人から150人 ②社会減少数が毎年60人から140人
地区別出生数・死亡数	①特に上郷地区は平均出生数が2人/年であり、結婚適齢人口が少ない。
年代別転出・転入数	①20・30代の転入・転出が多い ⇒この世代の受入れ

●自然減少に関する要因分析

- ・出生数<高齢者の死亡数
- ・健康寿命の延長が急務

●社会減少に関する要因分析

- ・近隣市町との地域間競争に勝てていない
- ・山陰道の開通をチャンスに！

Ⅲ 戦略テーマ

「こんな制度があるから住みたい」と思える琴浦町へ



Ⅳ 基本施策

1 子どもを生み育てやすい社会環境の整備

2 子育て支援の充実

3 結婚・妊娠・出産支援の充実

4 魅力的な教育環境の整備

5 移住定住対策の推進

6 雇用の創造支援

7 新規就農・農業後継者対策の充実

8 中山間地域振興の充実

9 住み良い琴浦の情報発信



Ⅴ 今後の取り組み

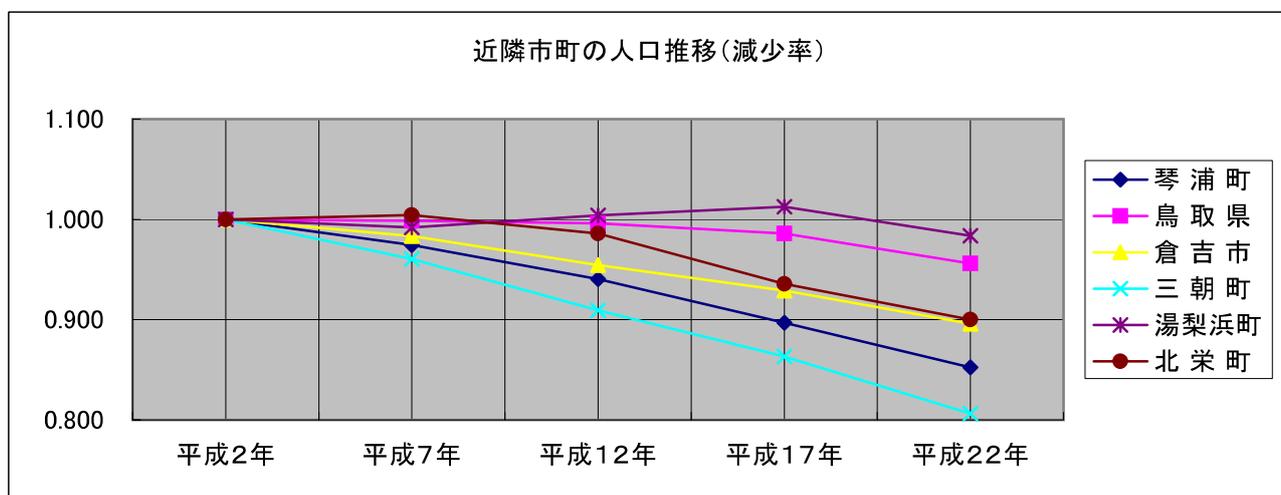
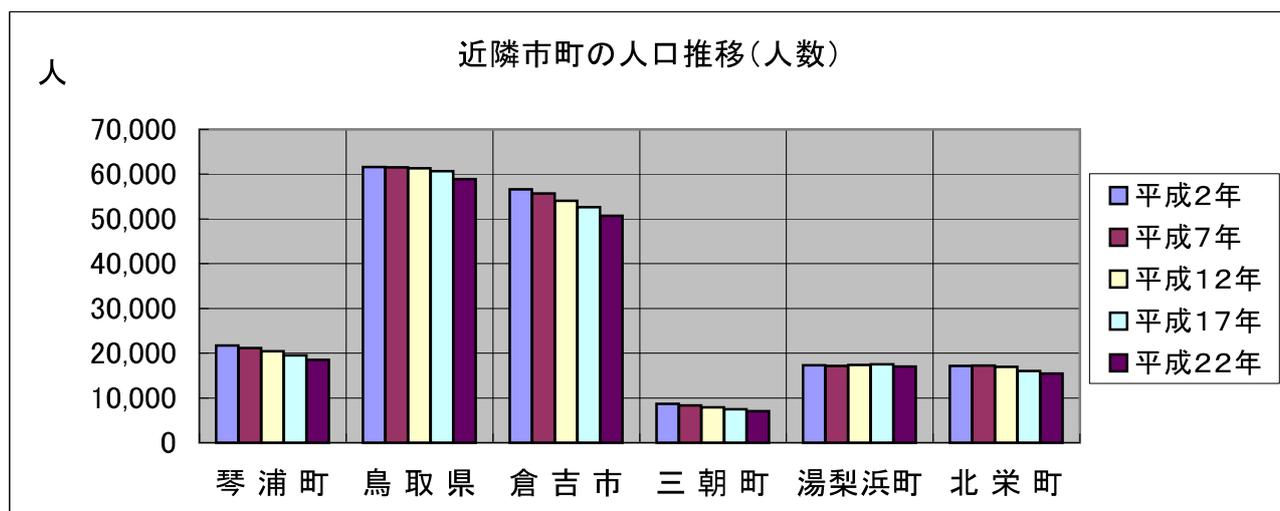
基本施策に基づき、琴浦町の人口減少への対策を講じ、事業を実施する。

近隣市町の人口推移

(単位:人)

	平成2年		平成7年		平成12年		平成17年		平成22年	
	琴浦町	21,736	(1.000)	21,184	(0.975)	20,442	(0.940)	19,499	(0.897)	18,531
鳥取県	615,722	(1.000)	614,929	(0.999)	613,289	(0.996)	607,012	(0.986)	588,667	(0.956)
倉吉市	56,602	(1.000)	55,669	(0.984)	54,027	(0.955)	52,592	(0.929)	50,720	(0.896)
三朝町	8,700	(1.000)	8,356	(0.960)	7,912	(0.909)	7,509	(0.863)	7,015	(0.806)
湯梨浜町	17,309	(1.000)	17,167	(0.992)	17,381	(1.004)	17,525	(1.012)	17,029	(0.984)
北栄町	17,155	(1.000)	17,228	(1.004)	16,915	(0.986)	16,052	(0.936)	15,442	(0.900)

国勢調査から

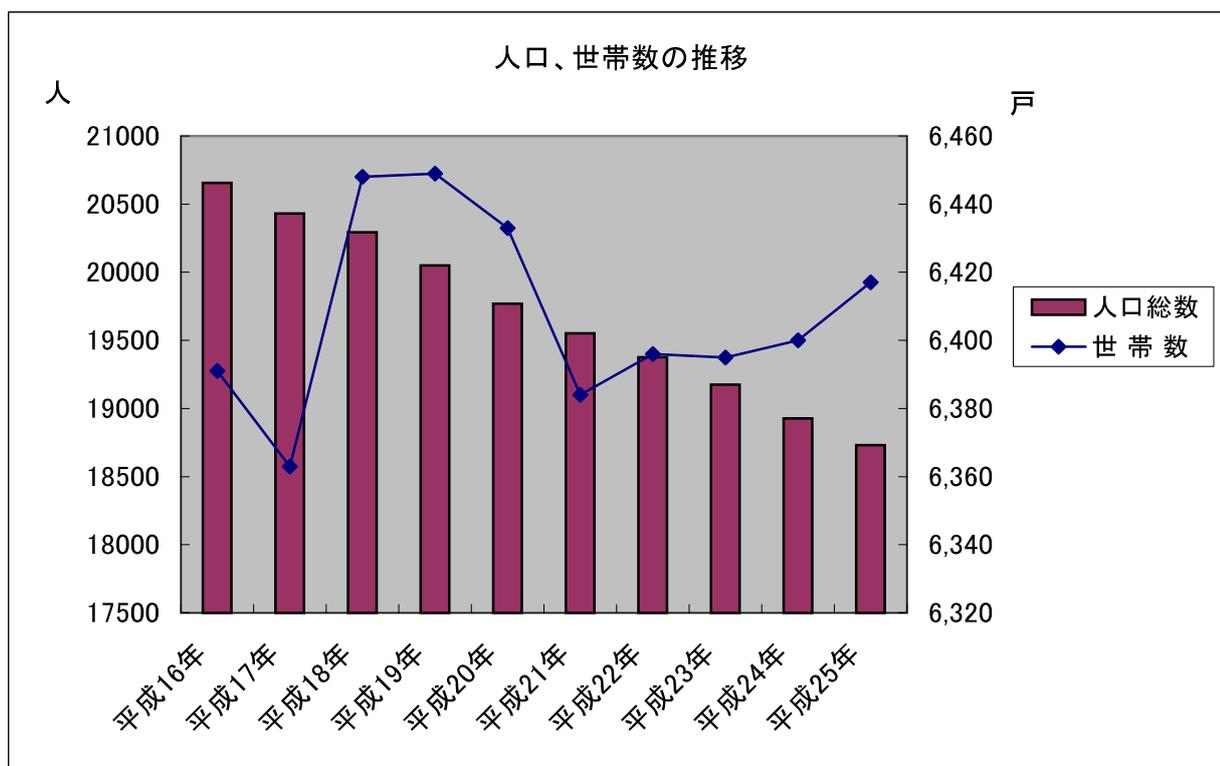


琴浦町の人口、世帯数の推移

(単位:人)

	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
人口総数	20657	20,432	20,293	20050	19,770	19,551	19,376	19176	18,927	18,731
前年からの増減数	—	△ 225	△ 139	△ 243	△ 280	△ 219	△ 175	△ 200	△ 249	△ 196
世帯数	6,391	6,363	6,448	6,449	6,433	6,384	6,396	6,395	6,400	6,417
前年からの増減数	—	△ 28	85	1	△ 16	△ 49	12	△ 1	5	17

住民基本台帳より



地区別人口の推移

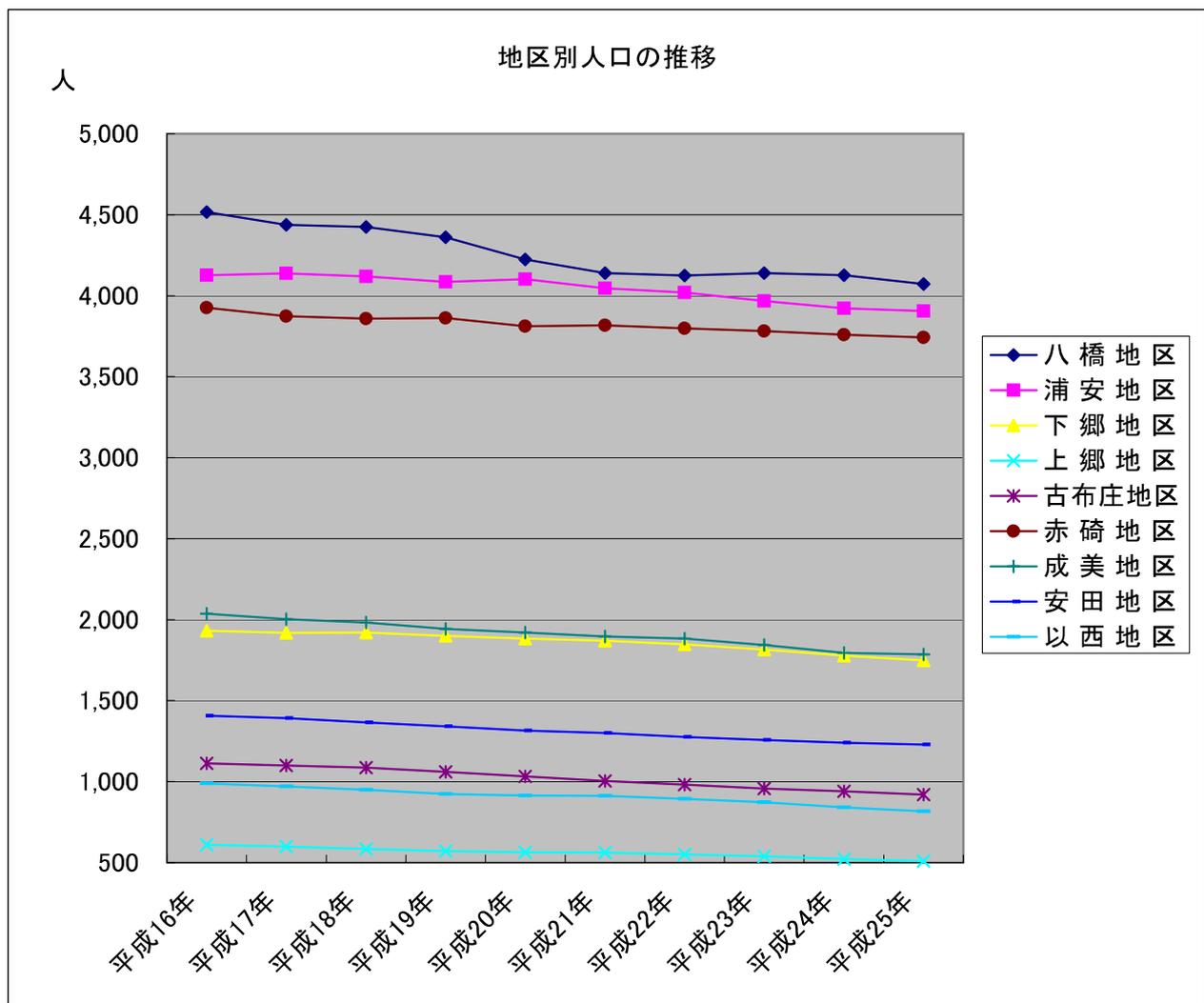
人口

(単位:人)

	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
八橋地区	4,517 (1.000)	4,438 (0.983)	4,425 (0.980)	4,361 (0.965)	4,225 (0.935)	4,140 (0.917)	4,125 (0.913)	4,140 (0.917)	4,126 (0.913)	4,073 (0.902)
浦安地区	4,126 (1.000)	4,137 (1.003)	4,120 (0.999)	4,086 (0.990)	4,103 (0.994)	4,046 (0.981)	4,020 (0.974)	3,967 (0.961)	3,923 (0.951)	3,905 (0.946)
下郷地区	1,932 (1.000)	1,918 (0.993)	1,920 (0.994)	1,900 (0.983)	1,883 (0.975)	1,870 (0.968)	1,848 (0.957)	1,815 (0.939)	1,778 (0.920)	1,748 (0.905)
上郷地区	610 (1.000)	600 (0.984)	585 (0.959)	571 (0.936)	564 (0.925)	562 (0.921)	550 (0.902)	540 (0.885)	523 (0.857)	510 (0.836)
古布庄地区	1,112 (1.000)	1,099 (0.988)	1,086 (0.977)	1,060 (0.953)	1,032 (0.928)	1,005 (0.904)	981 (0.882)	957 (0.861)	941 (0.846)	920 (0.827)
赤碕地区	3,926 (1.000)	3,874 (0.987)	3,859 (0.983)	3,863 (0.984)	3,811 (0.971)	3,818 (0.972)	3,799 (0.968)	3,782 (0.963)	3,760 (0.958)	3,743 (0.953)
成美地区	2,036 (1.000)	2,003 (0.984)	1,983 (0.974)	1,944 (0.955)	1,921 (0.944)	1,897 (0.932)	1,884 (0.925)	1,844 (0.906)	1,795 (0.882)	1,786 (0.877)
安田地区	1,408 (1.000)	1,393 (0.989)	1,365 (0.969)	1,341 (0.952)	1,316 (0.935)	1,300 (0.923)	1,275 (0.906)	1,258 (0.893)	1,240 (0.881)	1,229 (0.873)
以西地区	990 (1.000)	970 (0.980)	950 (0.960)	924 (0.933)	915 (0.924)	913 (0.922)	894 (0.903)	873 (0.882)	841 (0.849)	817 (0.825)
計	20,657 (1.000)	20,432 (0.989)	20,293 (0.982)	20,050 (0.971)	19,770 (0.957)	19,551 (0.946)	19,376 (0.938)	19,176 (0.928)	18,927 (0.916)	18,731 (0.907)

()は平成16年を1としたときの割合

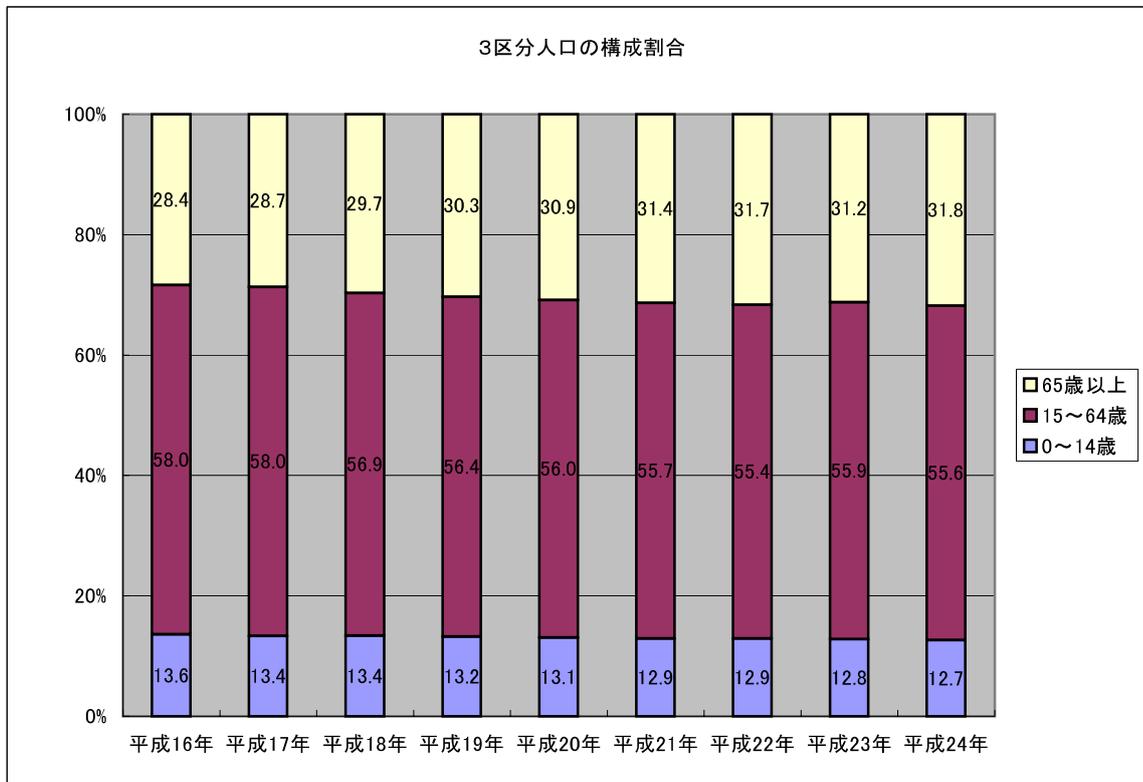
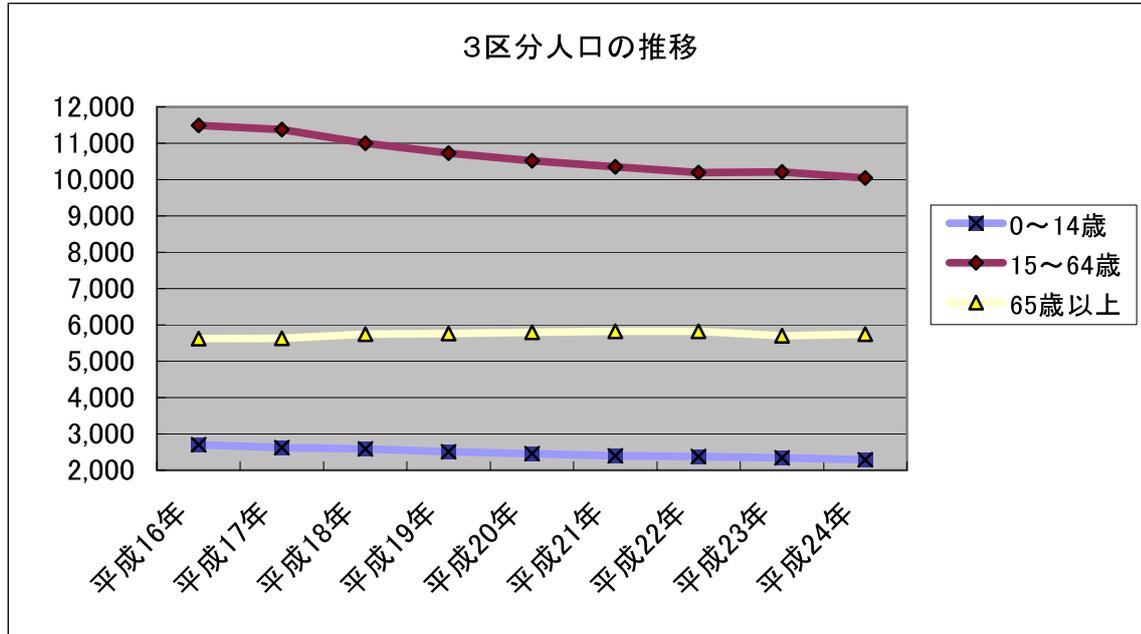
住民基本台帳から



3区分人口の推移

	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
0～14歳	2,701	2,623	2,590	2,512	2,458	2,399	2,379	2,341	2,288
15～64歳	11,487	11,378	10,997	10,729	10,521	10,347	10,194	10,212	10,047
65歳以上	5,627	5,628	5,746	5,767	5,798	5,821	5,824	5,701	5,749
	19,815	19,629	19,333	19,008	18,777	18,567	18,397	18,254	18,084

(出典:とっとり統計ナビ)

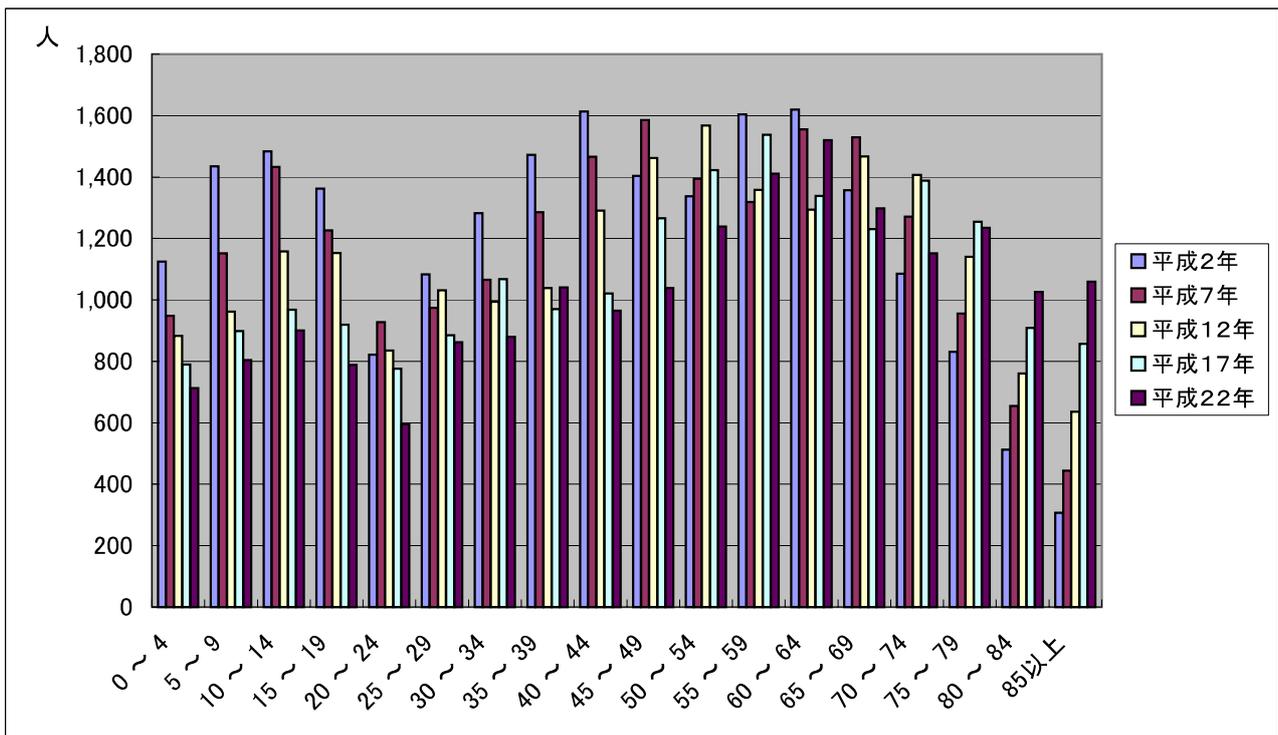


5歳階層別人口の推移

	平成2年		平成7年		平成12年		平成17年		平成22年	
0～4	1,125	(1.000)	948	(0.843)	883	(0.785)	790	(0.702)	713	(0.634)
5～9	1,435	(1.000)	1,152	(0.803)	962	(0.670)	898	(0.626)	804	(0.560)
10～14	1,484	(1.000)	1,433	(0.966)	1,158	(0.780)	968	(0.652)	901	(0.607)
15～19	1,362	(1.000)	1,226	(0.900)	1,153	(0.847)	919	(0.675)	788	(0.579)
20～24	822	(1.000)	928	(1.129)	835	(1.016)	776	(0.944)	596	(0.725)
25～29	1,083	(1.000)	974	(0.899)	1,031	(0.952)	885	(0.817)	862	(0.796)
30～34	1,282	(1.000)	1,065	(0.831)	994	(0.775)	1,068	(0.833)	880	(0.686)
35～39	1,472	(1.000)	1,285	(0.873)	1,038	(0.705)	970	(0.659)	1,041	(0.707)
40～44	1,613	(1.000)	1,466	(0.909)	1,291	(0.800)	1,021	(0.633)	965	(0.598)
45～49	1,404	(1.000)	1,585	(1.129)	1,462	(1.041)	1,266	(0.902)	1,039	(0.740)
50～54	1,337	(1.000)	1,394	(1.043)	1,568	(1.173)	1,422	(1.064)	1,239	(0.927)
55～59	1,604	(1.000)	1,319	(0.822)	1,358	(0.847)	1,538	(0.959)	1,411	(0.880)
60～64	1,620	(1.000)	1,555	(0.960)	1,294	(0.799)	1,338	(0.826)	1,520	(0.938)
65～69	1,357	(1.000)	1,529	(1.127)	1,467	(1.081)	1,230	(0.906)	1,298	(0.957)
70～74	1,085	(1.000)	1,271	(1.171)	1,407	(1.297)	1,388	(1.279)	1,152	(1.062)
75～79	831	(1.000)	955	(1.149)	1,140	(1.372)	1,254	(1.509)	1,235	(1.486)
80～84	513	(1.000)	655	(1.277)	760	(1.481)	909	(1.772)	1,026	(2.000)
85以上	307	(1.000)	444	(1.446)	636	(2.072)	857	(2.792)	1,059	(3.450)
計	21,736		21,184		20,442		19,499		18,531	

()は、平成2年を1としたときの割合

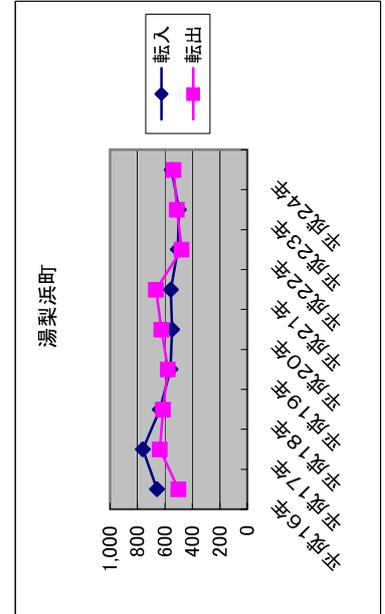
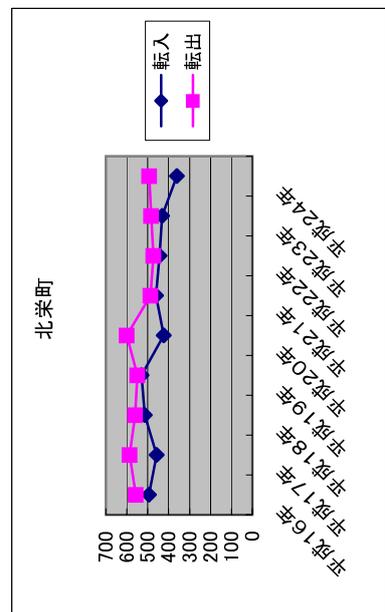
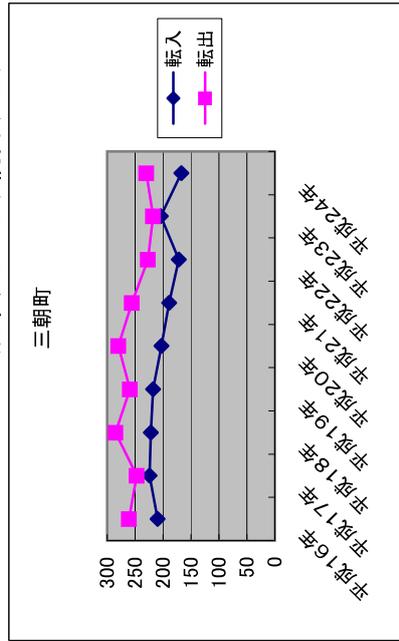
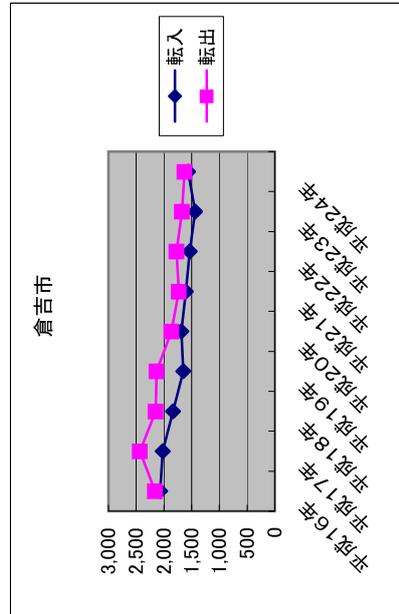
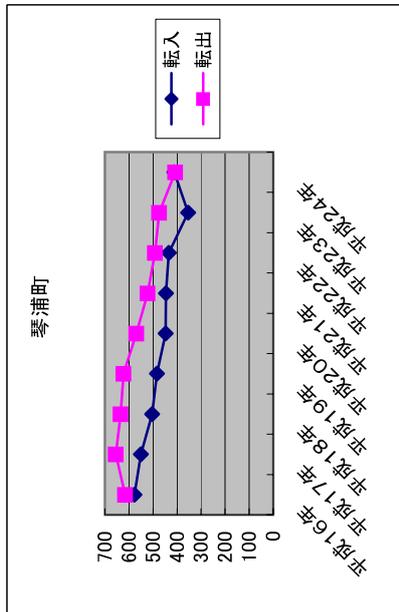
国勢調査から



転入転出者数の推移

	平成16年		平成17年		平成18年		平成19年		平成20年		平成21年		平成22年		平成23年		平成24年	
	転入	転出																
琴浦町	577	616	551	655	504	635	483	622	447	569	446	522	434	491	354	474	411	408
倉吉市	2,068	2,160	2,022	2,430	1,836	2,150	1,651	2,133	1,687	1,863	1,605	1,733	1,532	1,770	1,434	1,676	1,563	1,630
三朝町	210	261	224	247	222	285	218	259	203	280	189	256	172	227	204	218	167	230
湯梨浜町	658	501	762	636	638	614	559	579	549	626	557	665	507	477	500	514	551	537
北栄町	495	558	457	587	514	560	529	550	424	600	460	486	443	473	431	484	360	493

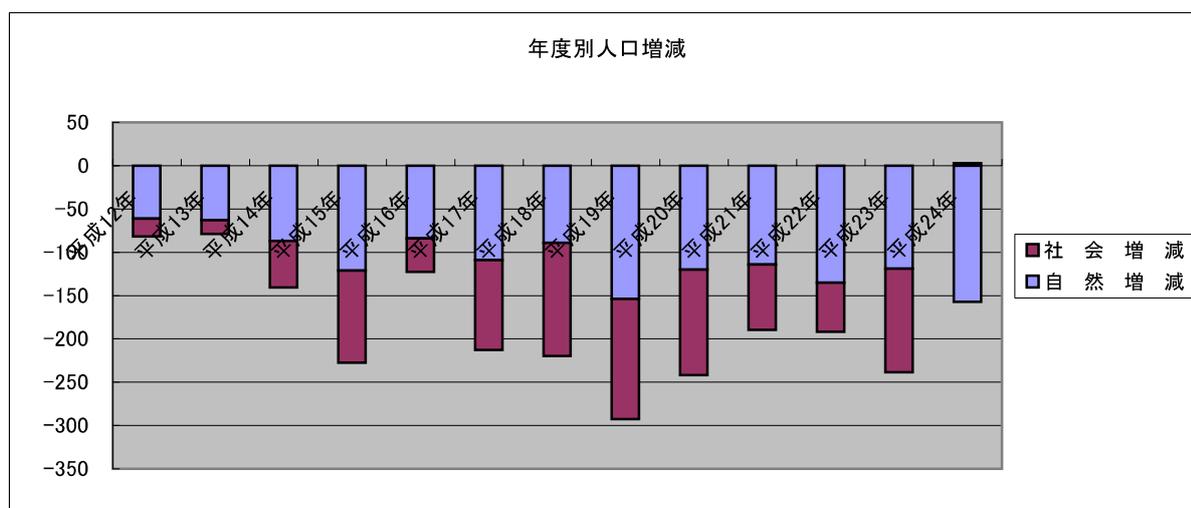
(出典：とっとり統計ナビ)



年度別人口増減

市町村	世帯数	人口	人口増減	自然動態			社会動態		
				自然増減	出生	死亡	社会増減	転入	転出
平成12年	6,294	21,022	-82	-61	165	226	-21	620	641
平成13年	6,301	20,961	-79	-63	166	229	-16	624	640
平成14年	6,293	20,740	-141	-87	163	250	-54	645	699
平成15年	6,300	20,539	-228	-121	133	254	-107	587	694
平成16年	6,273	20,282	-123	-84	155	239	-39	577	616
平成17年	6,338	20,165	-213	-109	134	243	-104	551	655
平成18年	6,360	19,930	-220	-89	145	234	-131	504	635
平成19年	6,449	20,050	-293	-154	134	288	-139	483	622
平成20年	6,433	19,770	-242	-120	140	260	-122	447	569
平成21年	6,384	19,551	-190	-114	129	243	-76	446	522
平成22年	6,396	19,376	-192	-135	140	275	-57	434	491
平成23年	6,395	19,176	-239	-119	124	243	-120	354	474
平成24年	6,400	18,927	-154	-157	125	282	3	411	408

(出典:とっとり統計ナビ)



地区別出生数(平成16年9月～平成25年8月)

地区名	出生
区	47
上郷地区	21
下郷地区	91
浦安地区	250
八橋地区	305
赤碓地区	251
成美地区	114
安田地区	60
以西地区	44
	1,183

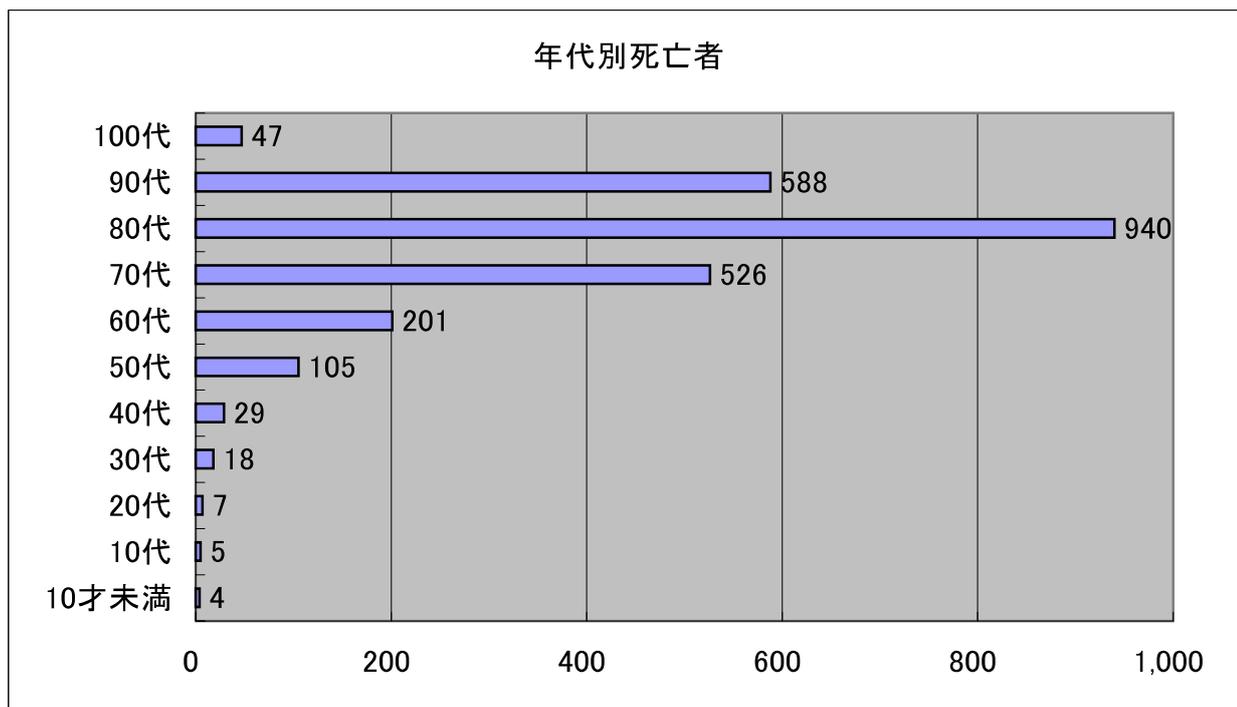
住民基本台帳

地区・年代別死亡 平成16年9月 ~ 平成25年8月まで

	10才未満	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代	90代	100代	計
古布庄	1	0	0	0	1	4	11	28	56	36	3	140
	(0.7)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.7)	(2.9)	(7.9)	(20.0)	(40.0)	(25.7)	(2.1)	-
上郷	0	0	0	0	0	5	5	20	32	14	1	77
	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(6.5)	(6.5)	(26.0)	(41.6)	(18.2)	(1.3)	-
下郷	1	2	0	0	2	9	10	43	112	50	4	233
	(0.4)	(0.9)	(0.0)	(0.0)	(0.9)	(3.9)	(4.3)	(18.5)	(48.1)	(21.5)	(1.7)	-
浦安	0	2	1	5	10	20	45	112	164	76	6	441
	(0.0)	(0.5)	(0.2)	(1.1)	(2.3)	(4.5)	(10.2)	(25.4)	(37.2)	(17.2)	(1.4)	-
八橋	1	0	2	7	6	24	37	115	197	172	13	574
	(0.2)	(0.0)	(0.3)	(1.2)	(1.0)	(4.2)	(6.4)	(20.0)	(34.3)	(30.0)	(2.3)	-
赤碕	0	1	1	3	1	22	45	103	180	119	14	489
	(0.0)	(0.2)	(0.2)	(0.6)	(0.2)	(4.5)	(9.2)	(21.1)	(36.8)	(24.3)	(2.9)	-
成美	0	0	2	1	6	8	26	47	89	42	2	223
	(0.0)	(0.0)	(0.9)	(0.4)	(2.7)	(3.6)	(11.7)	(21.1)	(39.9)	(18.8)	(0.9)	-
安田	1	0	1	2	1	8	15	26	71	42	2	169
	(0.6)	(0.0)	(0.6)	(1.2)	(0.6)	(4.7)	(8.9)	(15.4)	(42.0)	(24.9)	(1.2)	-
以西	0	0	0	0	2	5	7	32	39	37	2	124
	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(1.6)	(4.0)	(5.6)	(25.8)	(31.5)	(29.8)	(1.6)	-
計	4	5	7	18	29	105	201	526	940	588	47	2,470
	(0.2)	(0.2)	(0.3)	(0.7)	(1.2)	(4.3)	(8.1)	(21.3)	(38.1)	(23.8)	(1.9)	-

下段は、構成比率

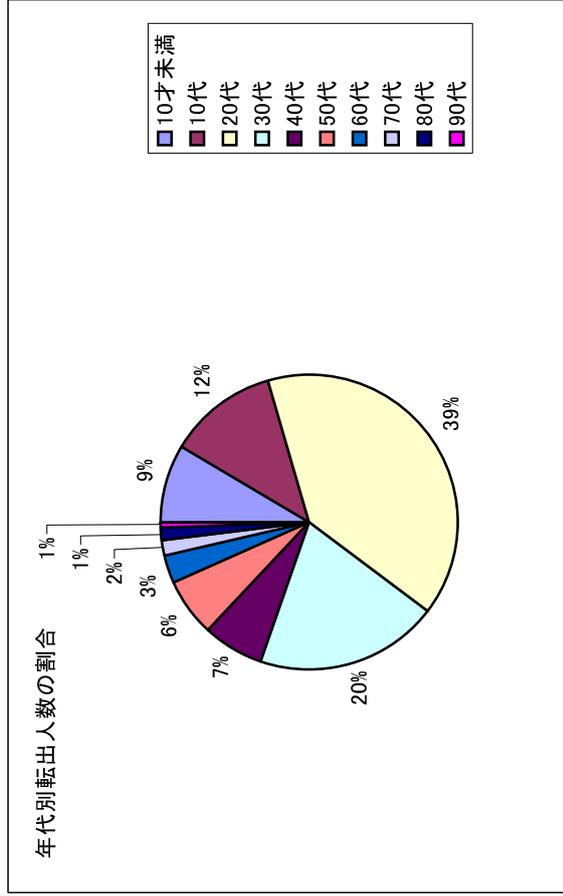
住民基本台帳から



年代別転出人数(平成16年9月～平成25年8月)

地区名	年代	転出人数	
		うち県内	うち県外
琴浦町	10才未満	411	96
	10代	560	317
	20代	1,879	936
	30代	947	250
	40代	321	112
	50代	300	90
	60代	145	51
	70代	74	27
	80代	71	29
	90代	26	7
計		4,734	1,915

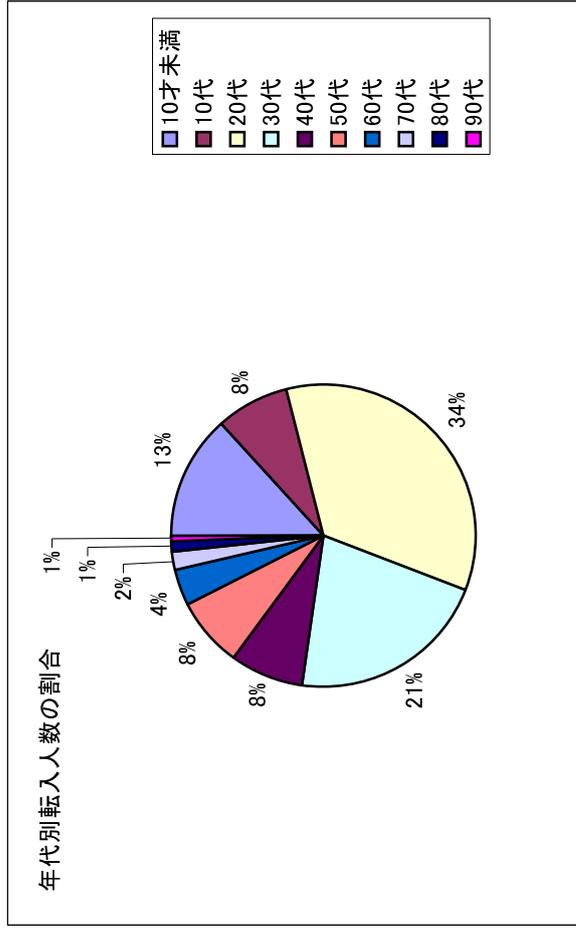
住民基本台帳から



年代別転入人数(平成16年9月～平成25年8月)

地区名	年代	転入人数	
		うち県内	うち県外
琴浦町	10才未満	491	315
	10代	295	173
	20代	1,279	849
	30代	798	511
	40代	285	192
	50代	279	171
	60代	145	100
	70代	67	48
	80代	45	17
	90代	19	8
計		3,703	2,384

住民基本台帳から



平成26年度琴浦町人口減対策総合施策に基づく各課事業の進捗状況（4月～3月）

大項目	小項目	事業名一覧	担当課	推進方法	実施時期	実施内容	H26進捗状況（4月～3月最終）	成果	課題	課題に対する対応方針
1	1	男女共同参画推進事業	社会教育課	各地区公民館と連携しての男女共同参画講演会、男女共同参画推進会議補助、女性団体連絡協議会への男女共同参画啓発事業委託等を行う。	6月13日	男女共同参画講演会開催。内容はリプロダクティブ・ヘルス／ライズ啓発。参加者120名。	講演会・ミニコンサート共に多数の参加を得て実施でき、一定の啓発効果があったと思われる。	これまで数年間に渡って講演会を主軸とした啓発を行ってきたが、固定的役割分担意識の解消を進めて行くためにも、より幅広い、人の意識により残る啓発活動を行っていく必要がある。	TCC、各小学校など関係機関と連携しての啓発活動を検討していく。	
					6月	男女共同参画啓発TCC企画番組の放送、町報記事掲載等による男女共同参画週間啓発を実施。				
1	2	男女共同参画推進事業	企画情報課	行政推進会議にてプラン推進のための取組を検討し、実施計画に基づき推進を行う。	2月1・8日	男女共同参画啓発ミニコンサートを赤崎・安田・成美・以西の各地区公民館等で開催。参加者650名。	定期的に事業進捗状況を確認し、審議会委員の意見を聴取することで、その時点での課題整理や今後の事業実施に向けて検討することができた。	審議会委員への情報提供、意見聴取の機会が少なかつた。	審議会への情報提供や意見聴取の機会を増やしていく。	
					5月、10月、3月	5月30日に行政推進会議を開催し、26年度の具体的取組をまとめ、その内容を審議会委員へ通知し、町HPで公表した。10月に各所属所を通じて上半期の実施状況を取りまとめ、その内容を審議会に通知し、27年度事業に向けての意見をとりまとめた。審議会委員からの意見をもとに行政推進会議において27年度事業計画案を策定。				
3	3	ワーク・ライフ・バランスの推進	商工観光課	各種協議会等で、啓発講演を開催。各所配布物の商工会への案内。	6月 3月	・題目「ワーク・ライフ・バランスと長時間労働」「働きやすい職場」で研修会開催 ・労働衛生週間の案内を労務改善協議会より各企業へ案内	・町内企業の意識啓発の寄与した	・意識啓発の継続	・来年度以降の継続	
					6月 3月	・HP上にて制度の紹介 ・6月、3月に実施した町内企業研修会にて制度パンフ配布				
1	1	第3子保育料無料事業	町民生活課	第三子以降の児童が保育園等に入所した場合、保育料を無料とする。	6月	「日本海新聞 うさみみ」にて情報提供	多子世帯の負担軽減	財政負担	県に対し財政支援を要望	
					4月 6月	ホームページによる周知 「日本海新聞 うさみみ」にて情報提供				
2	2	第2子保育料半額事業	町民生活課	広報・ホームページにて周知を行う。	通年	【保育推進研修】 園内研修：各保育園こども園に講師派遣 要請訪問：各保育園こども園に講師派遣 新人保育士研修：年間03年目までの保育士を対象 臨時職員研修：2回×2会場 新規臨時職員研修：1回 園長・園長補佐研修：3回 幼・保・小連携カリキュラム研修：1回 【発達支援研修】 全体研修：1回 テーマ別研修：10回 園内事例研修：各保育園こども園に講師派遣 園内個別支援計画研修：各保育園こども園に講師派遣 わいわいランド研修：わいわいランドで保育士研修 感覚統合研修：年3回しらとりこども園	多子世帯の負担軽減	財政負担	県に対し財政支援を要望	
					4月 6月	ホームページによる周知 「日本海新聞 うさみみ」にて情報提供				
3	3	保育士研修等事業	町民生活課	利用者の利便性を高めるため、H26年度より町内施設（しらとりこども園）にて運用開始し、町報・HP・ポスター等でPR。	4月 6月 随時	ホームページによる周知、関係施設への説明、ポスター設置 「日本海新聞 うさみみ」にて情報提供 保育園・こども園にて継続して周知を行った。	休日・就労を理由として保育ができにくい親の支援を行った。 登録：7家庭、9児童 利用：8日開所、延べ10人利用	滋養実績が少ないことについては、休日（日曜・祝日）に就労のために保育が困難な状況が少ないことと、近隣の親族等の支援が受けられる体制であることと分析	就労を理由とした支援については現体制にて継続。 就労以外の保育ニーズについては対応するかどうかについては方針を検討する。	
					7月 11月 12月 1月	船上放課後児童クラブの受入児童数を20人から40人へ拡大するよう関係機関と協議した。 旧浦安保育園を改修した多世代交流施設に浦安児童クラブを移転 条例改正により対象を小学3年生までの児童から小学生とした。 平成27年度受入児童募集				
2	2	放課後健全育成事業	町民生活課	対象児童のいる家庭へ学校を通じて案内を送付。	7月	船上放課後児童クラブの受入児童数を20人から40人へ拡大するよう関係機関と協議した。	平成27年度申込状況 浦安放課後児童クラブ 54人 聖郷放課後児童クラブ 38人 八橋放課後児童クラブ 37人 船上放課後児童クラブ 32人	八橋放課後児童クラブについては現在の多目的室の利用ができなくなる。	場所の検討	
					11月 12月 1月	各種機会（乳児健診、乳児相談、離乳食講習会、保育園・こども園の参観日・クラス参活動、子育て支援センター訪問）に事業説明、会員増に努めた。				
6	6	ファミリーサポートセンター事業	町民生活課	アドバイザーを配置し、利用を推進している。利用者の利便性を高めるため、H26年度よりセンターを本庁内に移転。	随時	ホームページによる周知 「日本海新聞 うさみみ」にて情報提供	登録会員の増加 登録会員数：206名 利用件数：45件	登録委員は増加したが、利用件数は増加していない。他の子育て支援事業の利用（一時保育、休日保育）と競合もある。また、利用者のニーズが多様化（内容、時間帯）しているが、家庭保育を推進する目的であるが、家庭保育のニーズが少なく申請がなかつたことと分析	利用ニーズに対応できる提供委員を増加させるためにも引き続き啓発を行う。	
					4月 6月	ホームページによる周知 「日本海新聞 うさみみ」にて情報提供				
8	8	フッ化物洗口	健康対策課	今年度から町内保育園・こども園の全園で実施する。	年間	私立保育園2園は町事業で実施（4・5歳児クラス）。 公立保育園・こども園7園は県のモデル事業にて今年度から実施（4・5歳児クラス）。	今年度は町内保育園・こども園の全園で実施することができた。	意識啓発の継続	継続実施に向けて、正しい知識の普及・啓発を継続する	
					年間	・ロタワクチン接種費用の1/2助成及びMR（麻疹・風疹混合）ワクチンの接種費用の2/3助成を実施（償還払い） ・町報4月号、HP等で広報 ・ロタワクチン助成は毎月対象者へ、MRワクチン助成は婚姻届受付時に窓口で、チラシを配布している。				
9	9	予防接種事業	健康対策課	・ロタ及びMR（麻疹・風疹混合ワクチン）の接種費用を1/2助成を開始（償還払い） ・町報、HP等でPR ・ロタワクチン助成は毎月対象者へ、MRワクチン助成は婚姻届受付時に窓口で、チラシを配布している。	年間	・利用実績（平成26年2月末現在） ロタウイルスワクチン助成：71人 MRワクチン助成：7人 ・町内小児科より、ロタウイルス胃腸炎重症化で来院・搬送される児が減少したとの意見あり。	・助成利用者数の拡大（特にMRワクチン助成）	・事業を継続して実施 ・啓発の場の拡大、接種のメリットや接種方法をわかりやすく説明する。		

大項目	小項目	事業名一覧	担当課	推進方法	実施時期	実施内容		H26進捗状況(4月～3月最終)		課題	課題に対する対応方針
						実施内容	成果				
10	未熟児養育医療費給付事業	健康対策課	入院を必要とする未熟児に対し、必要な医療の給付を行う。事業内容をホームページにて周知。	随時	入院を必要とする未熟児に対し医療の給付を行った。	給付実績(平成27年2月末時点)1人申請		制度の周知	継続して周知を行う		
						11月～1月	町内の公園の遊具点検業務を委託し、危険遊具や修繕が必要な遊具のピックアップを行った。				
11	子どもの遊び場調査事業	企画情報課	-	6月～7月募集(※募集期間を過ぎてても申請可能だが給付額が減額される。)	町内の公園の遊具点検業務を委託し、危険遊具や修繕が必要な遊具のピックアップを行った。	現時点における公園遊具の状態が把握でき、撤去および修繕が必要な遊具の把握ができた。		公園によっては遊具がほとんど置かれた形跡がないことかから、遊具について町の方針が必要である	保護者等の意見を踏まえながら遊具の一元化などの検討を行う。		
						8月、10月、11月(年3回給付)	・5月に説明会を3回実施する。 ・6月2日から7月4日まで申請受付。 ・高校生117名、大学17名、専修学校10名に交付決定。 ・町報(10月号)で追加申請についてお知らせする。 ・追加申請者3名(高校生)あり。 ・最終給付者は、高校生120名、大学生17名、専修学校生10名、合計144名。 ・11月に中学校で3年生保護者に制度の説明を行う。(来年度に向けて)	周知に努めた結果、申請者は増加傾向にある。しかし、なお期限内に申請される方がいる。制度の有効利用のためにも、申請忘れを指す。			
12	進学奨励金給付事業	人権・同和教育課	・町報・HPPでお知らせする他、説明会を町内3ヶ所で開催する。また、申請書等を琴浦町在住の生徒に対して配布してもらうよう図る。 ・今年度から振込みによる給付も選択できるようにすることで、受給者の利便を図る。	4月募集 5月支給	奨励金給付決定 5月26日に支給	就職促進奨励金の支給により新規就労者の支援を行うことができた。		制度の周知徹底	文化センター、福祉課と連携し、継続して周知に努める。		
						10月19日	男性20人、女性8人で実施 9:00開会 オモ見合い〔東伯イン〕⇒中央湖遊覧⇒八重垣神社⇒ミニトマト収穫体験⇒鳴り石の浜⇒東伯イン⇒交流パーティ⇒告白タイム⇒閉会20:30	女性が少なくて難しい面もあったが、カットブルが8組できた。事前研修等の効果があったと思う。	女性の参加、周知の仕方を研究する必要がある。旅行業法に抵触しないような方法を検討する。		
13	就業促進奨励金の給付	人権・同和教育課	・町報・HPPでお知らせする他、文化センター、福祉課と連携して対象者に制度のお知らせをする。 ・今年度から振込みによる支給にすることにより、就業者の利便を図る。	4月募集 5月支給	奨励金給付決定 5月26日に支給	就職促進奨励金の支給により新規就労者の支援を行うことができた。		制度の周知徹底	文化センター、福祉課と連携し、継続して周知に努める。		
						10月19日	男性20人、女性8人で実施 9:00開会 オモ見合い〔東伯イン〕⇒中央湖遊覧⇒八重垣神社⇒ミニトマト収穫体験⇒鳴り石の浜⇒東伯イン⇒交流パーティ⇒告白タイム⇒閉会20:30	女性が少なくて難しい面もあったが、カットブルが8組できた。事前研修等の効果があったと思う。	女性の参加、周知の仕方を研究する必要がある。旅行業法に抵触しないような方法を検討する。		
14	結婚祝い事業	企画情報課	独身男女に知り合っかけをコーディネートしていただけた方を募集する	随時	随時	コディネーターの持っている情報を交換できる。		コディネーターに限られる	個別の活動情報の提供		
						随時	多子世帯の負担軽減を行った。 申請件数29件(第3子:20件、第4子:4件、第6子:3件)	事業の効果検証	継続実施し、事業実施と出生件数の関係进行分析する。		
15	第3子以降出産祝い金事業	町民生活課	広報・ホームページにて周知を行う。出生届時に制度の周知を行う。	随時	随時	利用実績(H27.2月末現在)実人数5人、延べ6件申請		事業内容の周知	今後もHP等で広報していく。		
						随時	子ども達の集聚力、発表力向上に役立っている。成長の糧としていきたい。	保護者への意識啓蒙に取組み、学校と家庭が一体となった取り組みを展開していく。	琴浦教育の一環として広報啓蒙、保護者への関わり機会の設定をしていく。		
16	母子保健事業	健康対策課	今年度から特定不妊治療費助成金交付事業の助成回数・金額を変更し、事業内容を充実。町報・ホームページにて周知。	随時	随時	特定不妊治療費助成金交付事業を実施。町報・ホームページにて周知。		事業内容の周知	今後もHP等で広報していく。		
						随時	成人式で、妊娠出産に関するパンフレットを配布。	将来的な形の検討	関係者で協議していく。		
17	マジュール学習推進事業	教育総務課	マジュール学習”脳活”を活用した特色ある教育活動を展開する。	年間	年間	東伯校区を研究モデルとして取組み、みどり保育園、八橋小学校、東伯中学校で実践発表を行った。ICT研修を取り入れ、今後の有効活用について学んだ。		保護者への意識啓蒙に取組み、学校と家庭が一体となった取り組みを展開していく。	琴浦教育の一環として広報啓蒙、保護者への関わり機会の設定をしていく。		
						年間	体験、ものづくり教室を実行委員会主体で年間を通して19回行った。	将来的な形の検討	関係者で協議していく。		
18	ことうら子どもパーク事業	社会教育課	PTA・子育て支援センターと連携して、子育てに関する研修会を開催し、家庭教育の充実を図る。	年間	年間	小中学校・支援センターで11回実施。		研修参加者以外への啓蒙のあり方	PTA等共に届ける研修のあり方について検討する。		
						随時	新たな出前おはなし会ができた。閉館後の本の受け渡しサービスの実施。	図書館利用者を増やす。利用者の要望を取り入れる。	情報提供と図書館から出向く活動をしていく。		
19	図書館活動の充実	社会教育課	図書館サービスのあり方を検討する。	随時	随時	新たな出前おはなし会ができた。閉館後の本の受け渡しサービスの実施。		図書館利用者を増やす。利用者の要望を取り入れる。	情報提供と図書館から出向く活動をしていく。		
						随時	本社と共同でチラシ作成、町報でのPRを実施 現在 定期借地権設定件数38件 内訳) 榎下 5件 うち本年度3件 きらり 33件 うち本年度9件	・ 制度のPRを県住宅供給公社と連携し行う。	・ 継続した情報発信		
20	さらりタウン定住促進事業	総務課	分譲チラシを活用しPRに努める。定住奨励金制度の継続を図る。	随時	随時	各種機会にチラシ配布、送付を行い情報発信に努めた。		・ 情報発信	・ 継続した情報発信		
						随時	定住奨励金制度の延長を行なった。 ・ 分譲地のPRと定住促進に努めた。	・ 情報発信	・ 継続した情報発信		

大項目		H26進捗状況(4月～3月最終)		課題に対する対応方針				
小項目	事業名一覧	担当課	推進方法	実施時期	実施内容	成果	課題	
5	3	商工観光課	移住定住BIG相談会等へ参加し、町の魅力をPRすることで移住定住への関心を高める。移住先となる空き家情報登録件数の推進に努める。	随時	移住定住に係る支援団体と連携し「空き家情報登録」加速化に努め、「空き家利用希望者」へ情報発信に努める。 ・移住定住相談会実施(7月・9月 相談総数33件) ・コトウラ暮らし体験ツアー企画・募集(9月)	・空き家情報登録の推進	・空き家情報登録の推進	
				随時	移住定住希望者へお試し住宅のPRに努める。	・移住定住相談会(大阪・東京)の来場者へ、町の魅力や取り組みを紹介することで「お試し住宅」の利用促進を図った。 ・利用世帯 5世帯 14人	・移住定住の推進	空き家情報登録件数の推進
	4	商工観光課	コトウラ暮らしお試し滞在住宅事業	随時	減免措置要綱を制定し、平成27年4月1日から適用する。 ①現行措置に1/2減額を追加し、全額減額。 ②転入者が中古住宅を取得した場合にも適用。	減免措置設置要綱を制定し、27年度から適用する。		
	5	課務	固定資産税の減免制度の新設					
	1	企業誘致推進事業	商工観光課	ホームページ、県商工労働部との連携し周知に努める。	随時	・企業誘致推進会議による関係機関の連携 ・産地の選定 ・簡易版及び正規版パンフの完成	・企業誘致の実施	・企業誘致推進会議による関係機関のさらなる連携 ・全国規模の企業誘致展示会への参加
2	町内求人支援	商工観光課	商工会との情報交換を随時行いニーズの把握に努める。	11月	・新成人向けアンケートを実施し地元就職の意識調査を行った。	・新成人の地元就職の意識調査結果を得た	・仕事を切り口としたセミナー	・アンケート回答者への広報の配布等 ・来年度以降の継続
				8月～9月	大学等で組織される「地域協同型インターンシップ」に町内企業が参加され、大学生のインターンシップを受け入れた。 ・井木組 鳥短生 1名 ・旭東電気 鳥大生 1名 ・大山乳業 鳥大生 3名、環境大生 1名 ・東伯ミート 鳥大生 1名	・井木組 鳥大生を1名採用予定 ・旭東電気 鳥大生を今後検討 ・大山乳業 県外大学生を1名採用予定 ・東伯ミート 来年度も採用募集を行う	依然として大学生は知名度のある大手企業への就職希望が強い。地元企業を知っていただくためのインターンシップを強化する必要がある。	鳥取大学では、地元企業と大学を繋げ、県内就職を推進するためのコーディネーターをH27から設置予定
4	雇用促進奨励助成金給付事業	商工観光課	ホームページ、広報、商工会を通じての町内企業への周知を行う。	随時	・実績22名(3/3時点) ・新規利用企業2社	・地元就職者支援 ・既存企業の財政強化	・制度の周知徹底 ・広域連携	・来年度以降の継続 ・県中部圏域連携
1	農業後継者育成対策事業	農林水産課	地元農業委員会を通じ対象者を把握し、推薦を受け結婚祝い金を贈る。	12月	結婚祝い金(10万円)の支給(前田氏)	・実績2件	・対象者の把握 ・制度の周知	・農業委員会との連携 ・来年度以降の継続
1	中山間地域振興対策事業	企画情報課	中山間地域の活性化を各地域で検討する	随時	・ポブラ、赤碓漁協に対して移動販売車運営補助金交付 ・古布任地域振興協議会、あすの以西を創る会に対して支援している。	・高齢者等の買い物支援 ・地域の活性化	・県事業終了後の支援 ・協議会への参加者が少ない	・町単独運営費の支援 ・協議会との係りの検討
				10月1日～	地域づくり活動団体の支援をしている。 ・人口減対策のロゴ・キャッチコピー(コトウライフ)を作成し、町HPにコトウライフ専用サイトを設け情報発信をした。 ・町のホームページにコトウライフのサイトを設置し、情報発信した。 ・町報(5月号)にコトウライフの特集として概要を紹介した。 ・町報に人口減対策関連の記事を「コトウライフ」として掲載し、町の取組を紹介した。 ・町外を含めた広範囲へのPRとして、情報誌「うさぎの耳」へ人口減対策等の特集を連載し、イメージアップを図った。 ・関西圏へのPRとして、週刊大阪日日新聞に町の移住定住施策を掲載した。 ・本庁舎掲示用の懸垂幕作成し、広報した。 ・PR用ののぼり旗を作成した。	・団体の活性化のための支援をしている。	・支援内容の検討	他自治体より優位性のある施策や町の特徴を、効果的にPRする必要がある。
2	地域おこし協力隊員設置事業	企画情報課	再度募集する					
1	琴浦町イメージアップPR事業	企画情報課	琴浦町人口減対策の諸制度を広く町内外に情報発信する。 ・町ホームページ ・広報誌 ・日本海新聞生活タウン情報誌「うさぎの耳」		・キャッチコピー、ロゴ作成(4月) ・公式ホームページ(4月～) ・町報掲載(5月号 ほか) ・うさぎの耳の連載(6/26、7/24、8/28、9/25) ・週刊大阪日日新聞の掲載(1/17) ・懸垂幕作成(5月) ・のぼり旗(3月)			